

議事日程第2号

令和4年9月7日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（2番～7番）

出席議員（10名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	11番 岡本 隆子
12番 谷口 鈴男		

欠席議員（1名）

10番 大沢 まり子

欠員（1名）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 奥村 恒也	総務部長 各務 元規
民生部長 小木曾 昌文	建設部長 鍵谷 和宏
企画調整 担当参事 田中 克典	教育参事兼 学校教育課長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 中村 治彦	亜炭鉱廃坑 対策室長 早川 均
税務課長 金子 文仁	住民環境課長 高木 雅春
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 日比野 浩士
農林課長 渡辺 一直	会計管理者 丸山 浩史
生涯学習課長 日比野 克彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝	総務防災課 行政管財係長 加藤 群
--------------	----------------------

開議の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、10番 大沢まり子さん、建設課長 石原昭治君、上下水道課長 可児英治君は、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、御報告します。

また、岐阜新聞社様、中日新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可します。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君の2名を指名します。

一般質問

議長（高山由行君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受付順序に従って発言を許します。

なお、受付順序1番目の10番 大沢まりさんは、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、会議規則第61条第4項の規定に基づいて、一般質問は行いません。それに伴い質問順を繰り上げて行いますのでお願いします。

質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

それでは、1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今まさに、御嵩町のまちづくりは岐路に立っております。バイパスエリアという新天地に新庁舎等を整備し、バイパスエリアとともに町を発展させていくか、現在の庁舎の隣に庁舎のみを建設し、小ぢんまりとした町を目指すのか、身の丈に合った庁舎という方もいらっしゃる

すが、何も豪華絢爛な庁舎を建設しようというわけではありません。ホールなど要らないという声も確かにあります。ですが、同時にホールを望む声も多くあります。そういった町民の、それも若者の声を懇談会を通して議会はそれを聞いてきたはずです。

緊急防災・減災事業債を活用すれば、国から多くの交付税措置がなされる、こういったものを活用しなければ、御嵩町にホールが建つ見込みなどなくなるでしょう。岐阜県にほとんど例のないホールがない町御嵩は、住民サービスがなされていない町だと言われませんか。

私は、今後の人口減少に対抗するために、バイパスエリアの活性化が必須であると考えています。新庁舎等整備事業をバイパスエリアの活性化の起爆剤にしたいとの思いは、多くの方と共有できていると思います。人口減少を簡単に受け入れるつもりなどさらさらありません。にぎわいのない町など寂れていく一方です。まちづくりは前向きに考えたい、多くの方が共有している合い言葉であろうと思います。

幸い御嵩町では、主に御嵩駅周辺で町のにぎわいが感じられるイベントが行われています。毎月第1日曜日に開かれる宿の市、第3日曜日に願興寺で開かれるまるっと願興寺DAYは多くの方が参加され、毎回町のにぎわいが感じられるイベントとなっています。主催されている方には、本当に尊敬の念を抱きますし、すさんだ世の中にあって活力をいただいております、個人的にも感謝しています。

町としては、まちづくりのイベントに場所を提供するということが重要です。町民ホールや新庁舎周辺、防災広場がまさにその役割を担い、既存のイベントがさらに進化したり、新しいイベントが起こることもあるかと思います。

8月6日の中日新聞で、本巣市の新庁舎についての記事がありました。自然と共生し、まち、ひと、くらしをつなぐ交流の場がコンセプトの新庁舎とあっては、御嵩町にも通じるものです。

大型商業施設モレラ岐阜や防災機能を持つ都市公園、樽見鉄道の駅、東海環状自動車道のパーキングエリアの近くに建設されており、まちづくりの中心地となる場所となります。新庁舎を核として本巣市を発展させていきたいと、本巣市の議長は語っておられます。これは御嵩町の新庁舎等整備事業の目指すところと同じです。

では、このような夢が町民と共有されているのかといえば、それは十分ではないと思います。新庁舎等整備事業の魅力を伝え切れていないとの声は、残念ながら私も聞いたことがあります。魅力とは、つまり新庁舎等整備事業が完了すれば、町がどのように変わるのか、どんなまちづくりが展開されていくかということだと思います。魅力が伝わるように、私も微力ではありますが、直接、あるいはSNSで発信をしています。ただ、魅力を伝え切れているかは、正直分かりません。私より多くの知識と能力を有する町には、存分に魅力と夢を語っていただきたい。

新庁舎、町民ホール、防災ホールは、多くの方が利用でき、まさにまちづくりの新しいシン

ボルとなると思います。これらの魅力が伝わるように、改めて新庁舎等が整備されることでのようなことができるのか、どのようなまちづくりが展開されていくか、その魅力をお答えください。

また、新庁舎等整備事業完了後のバイパスエリアをどのようにしていきたいか、その展望もお答えください。

庁舎等を整備することはまちづくりですが、文化をつくり育てることも、またまちづくりではないでしょうか。ここからはがらっと話題を変えて、別の視点からまちづくりを考えたいと思います。

各自治体においては、歴史上の偉人や地域に縁のある武将など、まちづくりに活用する例が多くあります。近隣では可児市の明智光秀や八百津町の杉原千畝が有名ではないでしょうか。また、美濃加茂市、坂祝町、富加町の3市町で作成された「夕雲の城」という織田信長の東美濃攻略を描いた歴史漫画があるようです。さらに富加町教育委員会は、信長の側近で加治田城城主であった斎藤新五利治を主人公とした漫画制作に取り組まれているようです。こちらは関高校の生徒が脚本の一部を担い、来年3月に刊行して、富加町内の小・中学校に配付する予定とのことです。斎藤利治は、知名度という点では微妙なところですが、人物では大変な傑物であったようです。

御嵩町の可児才蔵も負けてはいられません。御嵩町は戦国最強の武将、可児才蔵のふるさとであり、才蔵の町として、町も予算をつけてその認知を高める政策を行っています。しかしながら、町が可児才蔵をPRし始めてからそれほど年月もたっておらず、少しずつ町内に浸透してきていますが、町民に対して抜群の知名度があるとまでは言えないと思います。だからこそ町の七夕の在り方を少し見直したほうがよいように感じました。

可児才蔵は、ササの指物をつけて戦い、戦で打った首の切り口にササの葉を含ませて、自らの手柄と分かるようにしたと伝えられています。才蔵があまりにも強かったため、持ち切れなほどの首級を上げたがゆえに、後に戦場で見分をすれば才蔵の手柄が分かるようにしていたという戦国最強の武将らしい逸話です。その独特な行いから、通称「ササの才蔵」と言われています。

一方、七夕といえばササの葉さらさらと歌われるように、短冊に願い事を書き、ササ飾りをするという風習の行事となります。御嵩町でも公民館やわいわい館などで七夕飾りがありました。可児才蔵イコールササの才蔵、七夕イコールササ飾り、つまり御嵩町においては才蔵イコール七夕という式が成り立ちます。強引でしょうが、文化の始まりは案外こんなものです。どんなクラシックな文化も最初はあるものです。

七夕祭りに可児才蔵を取り込むことで、町内に才蔵の浸透を図ることができますし、町外に

は七夕祭りの差別化が図ることができます。七夕飾りの隣に才蔵がいれば、おのずと子供たちやその家族にも、これは誰だに興味を引くことができると思います。もともと可児才蔵のポテンシャルはあるのです。

かつて可児才蔵とYouTuberという一般質問をさせていただきましたが、今YouTuberで可児才蔵と検索すると、歴史系YouTuberが今年5月31日に投稿した動画が、昨日確認した時点で18万9,580回超の再生回数となっていました。私も見てみましたが、美濃の国願興寺で生まれたと紹介されていました。また、御嵩町のYouTuber公式チャンネルの再生数トップは可児才蔵を紹介した動画で、昨日時点で再生数4,000回超となっています。ほかの動画と比べれば、再生回数に随分差があることが分かります。恐らくは、その多くが町外の方が再生されていると推測されます。

動画を視聴された方が、実際に御嵩町を訪れていただけるような施策を講じていかなければなりません。また、歴史上の人物は町の誇り、財産になると思います。八百津町の杉原千畝などは、その最たる例でしょうし、大河ドラマで可児市民も、やはり盛り上がったと思われます。御嵩町に可児才蔵ありと町内外にアピールするべきです。安直な考えですが、七夕祭りに可児才蔵を絡めるお考えはありませんか。また、可児才蔵を生かした新たな計画などありましたらお答えください。

2点質問いたします。

1点目、新庁舎等整備事業が完了すれば、どのようなことができるか、どのようなまちづくりが展開できるのか、その魅力や今後のバイパスエリアの展望をお答えください。

2点目、七夕祭りに可児才蔵を絡めるといった可児才蔵を生かしたまちづくりの今後の計画をお答えください。

以上2点、御答弁お願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

質問は2点ありました。

まず1点目、町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

本来なら台風一過ということで、青空が広がっても不思議ではないと思うんですが、今回はそうはいかないようでありますので、気をつけてまいりたいとは思っておりますが、取りあえず被害も出ず通過してくれたことについては、大変安堵しております。

清水議員の質問にお答えをいたします。

やはり問題というか、意識の質が違うというふうに、議員の皆さんも聞いておられて感じられたのではないのかなと思います。私も若い頃からいろんなまちづくりに取り組んでまいりましたので、そういう意味では、将来を託していける人材になってくれるなあということを感じながら日々過ごしています。

私は日頃から、老いて害をなす、いわゆる老害とやゆされる存在になってはいけないということを感じているつもりであります。年老いているのは見た目で見分けるわけでありますので、決して若く振る舞う必要は感じませんが、若者には可能性があることを認めることのできる老人になりたいと思っています。

以前から言われておりますが、まちづくりには、若者、よそ者、ばか者が必要と言われます。私はよそ者ではありませんので、若者として、またばか者というより大ばか者としての役割は果たしてきたつもりであります。

私は、庁舎建設は行政、議会が一体となって取り組むべき事業と日頃から申し上げてきたのは、まさに清水議員のおっしゃるとおり、町の活性化とにぎわいの創出、つまり夢を抱けるまちづくりの場にするのであります。有名な女流作家さんが小が大を制する時代というような言葉を使われて、今まさに御嵩町は小が大を制している状態ではありますが、これらの事の発端は公共施設の耐震化の確保、耐震性の確保であります。しかし庁舎等の建設は、竣工すればそれで終わりではありません。それが始まりだと思っております。歴史的に残る建物は、施設も含めて、そのほとんど全てが公共か宗教かの関係施設であります。御嵩町が御嵩町の顔と言える庁舎を建設する以上、そこには御嵩町としての教示があるべき、御嵩町民が誇れる存在であることです。決してぜいを尽くし、華美なものではなくても、そこに思いが込められていればよいと思っております。

木造にした理由は、約 60 年、70 年前に植林をしてくれた当時の方々の思いを今に引き継ぐためであります。それほど豊かではない時代に、先人たちが将来の孫かなあ、きっとこの木があつて喜ぶと思う、一生懸命額に汗をして植林をしてくれた大切な杉、ヒノキであります。それを使うのは、我々世代のある種の責任であるとさえ思っております。そして庁舎等施設に木の利用という形で二酸化炭素、約 50 年間封じ込めるためでもあります。木を使うということは大変意味のあることで、50 年間木を放置しておけば木も駄目になってくるのではなく、大切に使っている、それによって、今問題となっている二酸化炭素のもとを封じ込めていくという考え方があります。

その中で私の清水議員が言われたことに対して、非常に申し訳ないですが、ささやかな夢は、例えば学校帰りの下校途中に学生が立ち寄ってくれるような、勉強やおしゃべりをしていけるような場所の提供であります。また、高齢者が役場に何の用事もなくても来てみるだけで

話し相手が見つかる場、芝生広場で駆け回る子供を若い親が見守る場、ママ友が時間を忘れておしゃべりできる場、議員が他市町村の議員にうちの庁舎を見に来てくれと言えるような場、もちろん議員も職員も安心して働ける場、そして各種イベント、式典や発表会、演奏の場など、取り留めのないささやかな夢ばかりであります。また、周辺に町内の関係者が出店されるとか、また外部からの進出にも期待をしているところでもあります。そういう意味では、むしろ夢の持てる場を造ろうとしている、そうだと思っています。

若者も、よそ者も、ばか者も、仕掛けがつくりやすい場所を行政として用意しておく、視界も思考も広がる場の提供は、我々行政、議会の使命だとも思っております。

さんさん広場を造ったから、宿の市やエコビアガーデンなどのイベントが企画され、実施されました。コロナ禍で開催がなかなかできない状態ではありましたが、何とか復活させたいと思っている。あのさんさん広場一つで御嵩町の町の活性化の一助をなしていると私は確信しております。

そのエコビアガーデンには、近隣の首長さんは全て来ておられます。複数回見えた方もお見えになります。いわゆるプライベートでの視察というような形だったかと思いますが、十分楽しんで帰っていただけたと思っております。また、近隣の役所の職員や市役所、県職員なども毎月第3金曜日にはエコビアガーデン御嵩に行くんだという人が多くお見えになります。そういう意味では、全体的に町民の皆さんが中学校以来会うの初めてだねというような方も含めて、出会いや再会の場所が提供できている、それが御嵩町役場、新しい新庁舎のほうでもできていけば、これほど幸せなことはない。人と人が話すことでいろんな知恵が出てきます。ひとつやろうかというようなことが発想されていけば、それはそれで非常にありがたいというふうに思います。

そういう意味では、大きな役割を背負った施設になるというふうには思います。この件については、議会の皆さんの全会一致でいただき、進めてきたという事実もございます。先ほどから申しているように、そもそもの発端は、一連の計画は耐震化をしなければいけないということから来ています。そこから財政の規模も含めてできること、可能なことをやろうというのが現段階の状況であります。

その耐震化に必要な施設は、この庁舎、I s 値 0.21 の耐震力というのは、多分岐阜県下最低だと思います、庁舎としては。そして中保育園、中児童館。中児童館は伏見児童館と同じであります。同じ設計でしたので、耐震化ができないという施設であります。この3施設を集めるのか集めないのか、また新築にするのかどうなのか、そういうことは、全て議員の皆さんに相談をし、議員の皆さんに答えを出していただいております。議事録等々も残っております。平常時に併せてホールとして使えるものを造っておいて、災害時にはその災害対策の拠点とで

きるといふ考え方の下、清水議員のおっしゃっているように、ホールの建設というのは、今回を逃したら、もう御嵩はホールを造るチャンスは皆無になるであろうと、そのように思っております。そういう意味では、コンサートなど、高校生のブラスバンドなどの演奏会があったときには、必ずこんなところではかわいそうだという声が上がります。野球をやっている人は野球場が欲しい、陸上をやっている人は陸上場が欲しい、室内競技をやっている人は室内競技の体育館が欲しい、今、文化的な施設というのは、中公民館、大人数を集めるのはあそこしかない。御嵩町の財政規模、御嵩町の人口規模では考えられない、やらなければいけないことをやっていないという状況です。普通に私は行政サービスは受けることのできる町にすることが大切だと思っています。

そして、あとは清水議員のような若者である、また、ある意味ばか者になっていただいて、その施設を磨き上げていっていただきたいというふうに思います。私自身はそれを邪魔するような老人にはなっていないと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

後の質問、もう一つの質問、才蔵についてであります。才蔵のイベントは、もうコロナ前からやっておりますけれど、ここは新鮮な形で、よそ者である企画参事のほうに答えてもらうということにしましたので、ぜひお聞きになっていただきたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

続いて、可児才蔵についての質問。

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事（田中克典君）

それでは、清水議員の質問にお答えさせていただきます。

議員の思いと同調し、今後手がけていきたい部分も多くございますので、御縁ございまして外部から参った職員として感じましたことも含め、私からお答えさせていただきます。

さきの第2回定例会において、重要施策等の実現に向けた抱負の中でも答えさせていただきましたが、本町には、外部から見て新鮮に映る歴史、文化薫るコンテンツがたくさんあり、それぞれ地域の方に大事にされて守られてきたことが感じられます。

訪ねてみますとその魅力は様々感じるのですが、その余韻のまま続けてほかのコンテンツについても訪ねてみよう、見聞きしてみようと思う仕掛けのようなものや、つながるキーワードのようなものがあればもっと周遊いただけるのでは、知っていただけるのではと感じる部分がありまして、本町の魅力発信に関わってみたいと思っております。

その中で、議員からは可児才蔵のササに関わるエピソードにつきまして御紹介いただくとともに、ササ飾りの七夕に絡めたアイデアをいただきました。議員には毎回驚かされますが、アイデアの目のつけどころについて、なるほどと納得できる大変興味深い御提案をいただけたも

のと存じます。

議員御指摘のとおり、新庁舎等整備事業がハード面でのまちづくりとしますと、文化をつくり育てることはソフト面でのまちづくりでございます。よってりゃあ、みたけもそうでありましたように、ソフト面でのまちづくりは一朝一夕になるものではございません。じっくりと時間はかかりますが、町民の皆様が我が町の誇りと思われ、語れるようになりまして、その後、周りの皆様の巻き込んで一体となった発信ができるようになり、その情報に触れて町外より訪れていただいた方の共感が得られるようになることで、さらに我が町を誇りにしていただく、そのような持続的な好循環が必要ではないかと思えます。

その意味で、可児才蔵は我が町の出身偉人として町外にPRできて、まちづくりに生かしていただける貴重なコンテンツであり、ポテンシャルが高いものと思えますのは議員と同じ認識でございます。

一方で、可児才蔵というコンテンツを伸ばしていく上で現状を見詰めますと、課題があることも事実ではないかと思えます。伸ばせる部分は課題にこそヒントがあると思えますので、2点上げさせていただきます。

1つ目は、可児才蔵の魅力発見事業につきましては、平成29年に行いました願興寺での歴史トークショーから始まり、早い段階からPRに取り組んでまいりました。令和元年度には中山道みたけ館において、可児才蔵の生涯や戦国期の位置づけ、魅力などを知っていただくための特別展を開催しましたところ、会期52日間で延べ4,786人の方にお越しいただきました。特別展では、可児才蔵の最期の地であり、その菩提寺である広島県の才蔵寺から才蔵のものと伝わる甲冑ややりなども借用して展示しますとともに、本町として初めてとなる才蔵の生涯をまとめた冊子にて周知を図りました。その後、コロナ禍にあって残念ながらPR事業に制約が生じましたが、令和2年度に御嶽宿わいわい館内に開設しました可児才蔵武功伝承館では、延べ3,492人の方に足を運んでいただくなど認知が進んできました。

また、本町では令和2年執行の岐阜県知事選挙より、可児才蔵のデザインを記載しました投票済証を交付してPRしておりますが、可児才蔵デザインの投票済証を入手したいといった問合せを幾つも受けております。

このように、ポテンシャルは高いものがありますので、これからさらに浸透を図っていくこと、また本町を訪れていただいた観光客や地元町民の皆様にも、もっと可児才蔵のすごさを知っていただき、ファンになっていただく機会の創出が必要ではないかと思えます。

2つ目は、可児才蔵に触れていただくお薦めの場所や際立ったものが少ないと感じることでございます。町民の皆様が観光客に自信を持ってお薦めできます場所を創出し、また既存の商品や外部資源との連携でもってお薦めできるものの創出も今後必要ではないかと思えます。

そこで、今のところは構想段階のアイデアではございますが、可児才蔵とササに関連します伝説等に関連づけながら、積極的なPRや攻めの姿勢で、機会、場所、ものを創出していくことを今後検討してまいりたいと存じます。

アイデアの一例としまして、機会の創出につきましては、現在僊歴会の皆さんとも連携し、社会人や大学生等を対象としましたパンフレット作成を含む語り部の育成事業を行っておりますが、加えて学校等で児童・生徒を対象としました可児才蔵について学ぶ講座の開催や、令和3年4月から5月にも開催し好評でした岐阜関ヶ原古戦場記念館での可児才蔵セミナーの2度目の開催、ナレーションや動画等で逸話を分かりやすく紹介するデジタルコンテンツの作成・配信などを通じたPRを検討いたします。

次に、場所の創出につきましては、可児才蔵は現存する大寺記の記述より、地元願興寺の生まれとされております。御承知のとおり、願興寺は令和8年度の完成を目指して、現在本堂の解体修復に伴う大規模修理に着手しております。完成の暁には、よみがえりました往事の姿を一目見ようと観光客が数多く訪れることと思っておりますので、目玉の観光資源となります願興寺のPRと合わせますと、スタートを切る上においても相乗効果が高いものと思っております。

また、可児才蔵といいますと、ササと天下無双のやりの使い手で有名です。これを生かしまして、前述の才蔵寺に御協力をお願いし、才蔵所有と伝わりますやりのレプリカを制作し、町内施設で見て触れることができるようにすることや、あるいは才蔵寺から笹竹の幼木を譲り受けて町内に移植し、観光客にもその笹竹に願い事を書いた短冊を結べるようにし、集まった短冊を才蔵寺に送って願かけに供えていただくようにするなど、まずは先方の御協力あつての話とはなりますが、七夕やササつながりで可児才蔵というコンテンツを絡ませることで周遊の場所につながるイメージが膨らむところでございます。

最後にものの創出でございます。前述の才蔵寺に祭っております地蔵には、頭にみそを乗せてお願いしますと、脳病回復祈願や合格祈願に御利益があるともいわれがございます。そこでみただけのええもんとみそを活用しましたPRにつきましても検討してまいります。そのほかにも岐阜関ヶ原古戦場記念館や商工会などと連携しました可児才蔵と本町の原料を生かしたオリジナル商品の開発や販売など、自ら販路拡大に取り組む事業者への応援も検討してまいります。

いずれにしましても、まちづくりはその思いに共感していただける人づくりでもございます。町民の皆様とともに盛り上げていけるよう努力してまいりますので、議員の皆様には今後ともよいアイデアがございましたら、ぜひアドバイスをよろしくお願いいたします。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

[1番議員挙手]

議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

御答弁ありがとうございました。今回は新庁舎等の整備と可児才蔵ということで、なかなかつながっておるか、つながっていないか個人でもちょっと不安な質問ではあったんですけど、新庁舎に関しては、やはりちょっと夢を共有するということが多分すごく大切だと思ひまして、今度町と議会、議会と言っているんですかね、4 人來られないのであれなんですけど、説明会もやって、やっぱりこういうところでしっかり夢を語れるといいかなということを思ひます。そのためにどういう資料がいいかなという、本当、何だろうな、4 人に対する批判というよりも、やっぱり夢を広げていったほうがいいような私は思ひがしていますので、後からごちゃごちゃ言われぬように、夢を語る資料をつくっていきなすと思ひます。

あとはバイパス沿いの活性化というの、やっぱり外部からのことにすごく依存していき、ただやっぱり町長も語られたように、高齢者の方が用事もなく來て、一緒におしゃべりできるようなところを造りたいとか、学生さんが学校帰りに勉強できるスペースが欲しいと、これは町民の方からのアンケートにもあったようなことすし、芝生公園なんていうのも子供を遊ばせて、お母さんたちがのんびりおしゃべりができる、これも十分夢だと思ひます。すごく共感できるところだと思ひます。やっぱりこういうところをしっかりとアピールしていったらいいと思ひます。

あと、さんさん広場という言葉が出て、そこでやっぱりエコピアガーデンという言葉が來て、非常に活気を、今最近コロナでできていないんですけど、活気を非常に思ひ出しまして、あそこで私、議員なりたてぐらゐの頃なんですすね、エコピアガーデンに行ったんですけど、そこで議長もそうですすし、亡くなられた加藤議員も一緒に飲ませていただいて、非常に感慨深い思ひを思ひ出しました。加藤さんもそうですすし、そういうにぎわいの場でやっぱりわいわいやると、やっぱり気持ちというのが上がってくるし、そういうところにむしろ、批判になっちゃうけど、4 人の議員さん、お一方は見えたことがあると思うんですけど、あまりいらっしやらないので、そもそもにぎわいを知らないのかなという、だから反対できるのかなと私の中で思っちゃいましたね。

〔「議長、あり得ない、一般質問に関係ない」と呼ぶ者あり〕

議長（高山由行君）

清水議員、少し注意するように。

1 番（清水亮太君）

はい、分かりました。

ちょっと物言ひが入りましたので。

あまり、議長から指示されましたけれども、横からごちゃごちゃ言わないでいただきたいね、私一般質問やっているんですから。私もこれは夢を語っているつもりなのでね。ぜひそういうところのにぎわいも見ていただいて、皆さんと夢を共感できるようなところを見せていただきたいと思います。

ちょっと話題を変えまして、才蔵のほうに行きますか。

いろいろと言われまして、機会と場所、ものの創造ということで、私が提案させていただいた七夕ということもやっていきたいということと言われましたので、ちょっと安心した部分があります。

また、ものというところでみたけみそ、面白い発想だなと思ひまして、非常に夢が膨らむような答弁の内容で、私非常にうれしかったです。

何か雰囲気悪いので、今日はここで止めます。ありがとうございます。

議長（高山由行君）

これで清水亮太君の一般質問を終わります。

次の質問に移ります。

3番 奥村悟君。

一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

3番（奥村 悟君）

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

それでは質問に入ります。

今回は大項目2点であります。

まず1点目、町内中学校の運動部活動の地域移行についてであります。

先日、久しぶりに上之郷中学校を訪れたとき、職員室南側のテニスコートで軽トラックが大型レーキを引っ張って草かきをしているではありませんか。それに目をやると、コート一面が草だらけでありました。後で聞きましたら、テニス部はなくなってしまったということで、それにはあまりにもショックでした。以前私が中学校にお邪魔したとき、生徒が楽しく元気はつらつとテニスコートでボールを追いかけていた姿が思い出され、非常に残念で胸が締めつけられるようでした。

生徒数が少なくなれば、当然部が存続できないことは仕方ありません。しかし生徒の中にはテニスをやりたいという子もいるかもしれません。その子たちの思いをかなえてやるのができないものかと思ひました。聞くところによりますと、上之郷小学校の6年生がテニスをやっていたんですけれども、中1で諦めたということでもあります。今後ますますの少子化の中

で、部活動の存続が難しくなることが危惧され、特に団体競技では人数がそろわなく、部が成立しなくなります。

部活動は、授業後の教師による引き続きの勤務で成り立っていますが、休日を含め長時間勤務の要因となっており、指導経験のない教師にとっては大きな負担となっています。

また、生徒にとっても望ましい指導を受けられないなど、働き方改革が進められる一方で部活動の在り方がクローズアップされ、中学生のスポーツ環境について、生徒の望ましい活動機会を与えられることが重要となっています。

スポーツ庁の有識者会議は、今年6月、公立中学校の運動部活動について、少子化や教師の業務負担などを背景に、学校の運動部活動では支え切れなくなっているスポーツ環境について、学校単位から地域単位の活動に変えていくことで、少子化の中でも子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、令和7年度をめどに地域に移行することなどを内容とする提言をまとめました。

提言では、令和5年度から7年度を改革集中期間として位置づけ、休日の運動部活動から段階的に地域に移行するよう提言しています。この期間では、都道府県が休日の地域移行に向け具体的な取組やスケジュールなどを定めた推進計画を策定し、それに基づいて市町村で推進計画を策定することとしています。

地域移行については、いろいろな課題があります。まず受入先として浮かぶのが総合型地域スポーツクラブですが、そこが運営母体となり得るのか、スポーツ指導者などの人材を確保する必要がある、指導者の報酬や保険料などの費用負担が受益者の負担となる、このようなことをクリアしていかなければならないと思います。

そこで質問ですが、1つ目、本町の中学校の部活動の地域移行はどのような形で進めていくのか、また、今後のスケジュールが決まっていれば具体的にお聞かせください。

2つ目、今年の可茂地区中学校総合大会にサッカー競技で八百津中学校と向陽中学校の合同チームで出場し、共和中学校と向陽中学校の野球部が合同練習するなど学校間の垣根を越えた部活動が始まっていますが、各学校の存続が難しい部活動についてどのように対応していかれるのか。

3つ目、本町には県から認定を受けた総合型地域スポーツクラブ、みたけスポーツ・文化倶楽部がありますが、そことの連携はありますか。

以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

1 問目、教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

おはようございます。

それでは、奥村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御嵩町における中学校の生徒数は減少傾向にあり、過去 10 年の推移を見ますと、最も生徒数が多かった平成 27 年度の 532 名と比べ本年度は 440 名であり、およそ 100 名の減少となっております。また、今後 10 年の予測値では令和 14 年には 414 名となり、いよいよ 400 名を切るような自体が目の前に迫ってくるというような状況が想定をされています。

生徒数の減少により学級数も減り、配置される教員の数も減少してきており、それに伴って部活動の指導に携わる教員の負担も増加してきております。生徒及び指導に当たる教員の減少により中学校で実施される部活動の種目も制約がされ、議員御指摘のように、本来自分が所属したい部活動が学校になく、やむを得ず違う部活動に所属をしたり、地域のスポーツクラブに所属したりする、そうした生徒もおります。生徒のニーズに沿った部活動の環境を整え、かつ教員の負担を軽減する方策を考えていくことは、御嵩町にとっても重要な課題だと捉えております。

それでは 1 点目の御質問、本町の中学校の部活動の地域移行の進め方と今後のスケジュールについてお答えさせていただきます。

まず、議員も言われましたように、本年 6 月にスポーツ庁から運動部活動の地域移行に関する検討会議の提言が示され、また 8 月には文化庁から文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言が示されました。

両提言では、中学校における部活動の課題として、少子化の進行による生徒数の減少で、中学校における部活動の持続可能性という面での厳しさ、競技経験のない教師が指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導が求められたりするなどの教師にとっての業務負担、地域におけるスポーツ及び文化・芸術の団体や指導者等と学校との連携、協働の強化などが示されております。

そして、それらの課題を受け目指す姿として、少子化の中でも将来にわたり我が国の子供たちがスポーツや文化・芸術に継続して親しむ機会を確保していくこと、地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保することなどが示されました。

さらに、改革の方向性として、まず休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、令和 5 年度から令和 7 年度末の 3 年間で改革の集中期間と定め、以降、地域の実情に即して進捗状況の検証やさらなる改革を進めていくとしております。

また、岐阜県では、5 月に第 1 回岐阜県中学校部活動の在り方検討会が開かれ、岐阜県にお

ける中学校部活動の地域移行に向けて、目的や目標についての意見交換や各地区の実態の交流が行われました。6月には第1回地域部活動推進会議が開かれ、県の検討会で話し合われた内容について情報提供や各地区代表による意見交流が行われました。

岐阜県中学校部活動の在り方検討会は、本年度5回の開催を計画しており、本年度末をめどに地域移行に向けた岐阜県の方針を策定することを目指しています。

こうした国や県の部活動の地域移行への動向を踏まえ、御嵩町では国の提言や県の検討会の協議内容を基に、6月に開催しました第1回御嵩町総合教育会議や校長会において意見交流を行い、現在事務局内で地域移行についての構想を検討しているところであります。

具体的には、地域における部活動の実施形態や実施主体をどうするか、地域のスポーツ、文化・芸術の各種関係団体との連携をどう進めるか、指導者の量と質の確保をどのように図るか、指導者への報酬や活動に必要な備品、用具の代金、また大会や競技団体などへの参加費や登録料など、部活動の運営費をどのように確保するのかなど、議員も御指摘いただいた幾つかの当面する課題について検討を進めているところであります。

今後は、県の検討会による方針や学校職員、生徒、保護者、関係団体との検討会や意見交流を行いながら意見を集約し、具体的なロードマップを描いていく予定であります。

現時点での大まかな見通しとしましては、保護者クラブの活動をベースとしながら令和5年度後期から順次地域移行をスタートさせ、令和7年度末には休日及び平日の地域移行の完了を目指していく予定であります。

また、国の提言でも示されている子供たちの部活動に対する様々な願い、例えば競技力や専門性を高めたい、運動や文化・芸術に気軽に取り組みたい、あるいはスポーツも文化・芸術も幅広く体験したいなどというような願いに対応できるような環境整備を進めていくことについても、子供たちの願いを把握しながら、新たな種目を設けることも視野に含め、関係機関や関係団体等との相互理解と協力を得ながら検討を重ねていきたいと考えております。

次に、御質問の2点目、各学校の存続が難しい部活動について、どのように対応していくのかについてお答えをさせていただきます。

まず、町内の各中学校における運動系の部活動の現状について紹介いたします。

本年度、町内の3つの中学校では、6種目の運動系の部活動が設置されています。上之郷中学校ではバレーボール男女の1種目、向陽中学校では野球、サッカー、ソフトテニス男女、バスケットボール男女、卓球男女、バレーボール女子の6種目、このうち野球部は共和中学校との合同チームで活動しており、サッカー部は八百津中学校との合同チームで活動をしています。共和中学校では野球、ソフトテニス男女、バスケットボール男女、卓球男女の4種目、うち野球部は向陽中学校との合同チームとして活動をしています。

部員数ですが、少ないところでは向陽中学校のサッカー部で4人、共和中学校のバスケットボール部女子の9人、最も多い部活動ですと、向陽中学校のソフトテニス部の男子で30人となっています。

チームスポーツとして、学校単独では存続が難しい活動や練習等に困難さが生じている活動があるというのが課題として上げられます。現状では、中学校間の連携による合同チームで休日の部活動やクラブ活動で練習等を行いながら大会に参加したり、少人数でもできる練習の仕方を工夫しながら取り組んだりしているという状況です。

また、指導者につきましては、学校や保護者会が委嘱した指導者が23名、それぞれの部活動に1人から3人指導に当たっていただけており、学校の指導方針を理解いただき、指導者研修等にも積極的に参加して下さっており、顧問の教員と連携しながら活動を支えていただいております。

今後、中学校の生徒数の減少、それに伴う教員数の減少などを考えたとき、種目によっては将来的に各中学校単位で現行の部活動を継続していくことが困難な状況になっていくことは十分に想定をされるところであります。

その対応としまして、存続が難しい種目や自分の通う中学校にはない種目に取り組みたいという生徒の願いに応えることができるよう、学校間で連携した合同部活動や学校という枠を外した御嵩町としてのくくりでの部活動、いわゆるチーム御嵩を編成することで生徒たちが自分の挑戦したい部活動に所属することができ、意欲的に部活動に取り組むことのできる環境を地域移行と併せながら検討し、整備を進めていけるよう今後の方向として検討してまいります。

次に、3点目のみたけスポーツ・文化倶楽部との連携はあるのかについてお答えをさせていただきます。

みたけスポーツ・文化倶楽部には、これまでも御嵩町におけるスポーツ、文化の振興に力を注いでいただいています。現在、サークル活動、スポーツ教室、文化教室、スポーツ少年団等において、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、生涯を通してスポーツ文化に親しんでもらえる活動を展開していただいております。

みたけスポーツ・文化倶楽部とは、6月に代表理事と事務局との懇談の場を持ち、今後の見通しについて共通理解を図り、連携と協力を依頼したところでございます。

具体的には、休日・平日の地域における部活動の指導者になっていただける方を人材バンクとして登録し、指導者の不足している部活動や新しい部活動を開設した場合の指導者になっていただけるよう体制を整えていくことについて協力を依頼しました。

今後も部活動の地域移行に関して、地域のスポーツ、文化・芸術を推進する各種団体との橋渡しの要として、みたけスポーツ・文化倶楽部と円滑な地域移行と持続可能な地域部活動の運

営体制の構築に向けて連携を密に図っていきたいと考えております。

以上で私からの答弁を終わります。

[3 番議員挙手]

議長（高山由行君）

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

教育長には分かりやすい丁寧な説明をありがとうございます。

二、三点、ちょっとお聞きしたいわけですが、指導者が 23 人ということでお聞きしていますが、白川町なんかへ聞いてみますと白川町は 21 人なんですね。有資格を持っている方が 9 人ということですが、その 23 人の中で何か資格保有者という方はお見えになるでしょうか。

議長（高山由行君）

教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

今、有資格者が 23 名のうち何名という御質問でしたけれども、申し訳ございません、今現在ちょっとそこまでの確認が取れておりませんが、研修会のほうには、先ほど申しましたように数名の方が積極的に参加していただいているという状況でございます。

議長（高山由行君）

奥村議員、人数の確認は後ほどということによろしいか。

3 番（奥村 悟君）

よろしいです。

[3 番議員挙手]

議長（高山由行君）

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

課題がたくさんありますので、やっぱり令和 5 年度からというのはなかなか難しいかなというふうに思うんですけれども、近隣でいきますと白川町は総合型スポーツクラブですか、スポーツリンク白川、こういったところでやっていると。可児市なんかは保護者会が進めているということで、既に近隣の市町村では先進的にやっているところもありますので、そういったところも参考にされたらなというふうに思います。

特にみたけスポーツ・文化倶楽部との連携は当然必要かなと思います。当然そういったところについては指導者の人選等、やっぱりスムーズに行くかと思っておりますので、そういったところ

とやっただくのがいいかなと思います。

あと、学校教育課が中心となって進めていかれるということですかね、この地域移行については。

議長（高山由行君）

教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

今、学校教育課がということでお話がありましたけれども、学校教育課のみならず、これは生涯学習のほうにも関わってまいりますので、学校教育課と生涯学習課と連携を図りながら進めてまいります予定であります。以上です。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

ありがとうございます。指導主事の先生が見えるので、その方が大変苦勞されてみえると思うんですけども、やはり部活動の枠を取り除いて、学校教育の一環としてではなくて、生涯スポーツなのかなということで思います。そういった活動の方向性も視野に入れていくべきかと思しますので、やっぱり生涯学習課のほうと連携して、スポーツ振興係等もありますので、そういったところと連携して、教育委員会全体の中で進めていかれるといいかなというふうに思います。

大変御丁寧な説明でしたので、以上で質問を終わります。

続きまして、2点目ですが、外国籍の園児、児童・生徒の就学支援についてであります。

総務省の多文化共生推進プラン 2006年3月では、多文化共生を国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことと定義しています。

御嵩町第5次総合計画でも、多文化共生に対応した計画で人口減少と反比例するように外国人口は増加し、外国人が町内企業に就労し、定住する傾向も見られていることから、各国の文化について相互理解を深める必要があるとして、その推進に外国人住民と共生して暮らすことができる社会を形成しますとうたっています。

町内の外国人住民は、住民と同じようにそれぞれの地域で生活を営み、就労し、その子供の多くは保育園や幼稚園、小・中学校に通っており、企業や学校などは外国人住民の生活と非常に密接で、外国人住民との重要な接点となっています。

令和2年、2020年6月末現在の岐阜県外国人住民数5万9,741人のうち、御嵩町の外国人

住民数は 639 人で 1.1%を占めます。人口に占める外国人の割合は 3.6%で、県内 7 位になっています。最近では新型コロナの影響で多少増減はあるものの、年々増加傾向にあります。

ちなみに、可茂管内市町村を見てみると、美濃加茂市が 1 位、可児市が 2 位、坂祝町が 3 位とベストスリーに名を連ねています。このように、在留外国人数が増えてきていることから、小・中学校に通う外国籍の児童・生徒数も増加傾向にあります。

令和 4 年 8 月 1 日現在の町内の保育園、小・中学校に通う外国籍園児、児童・生徒数は、保育園では園児数 308 人のうち 8 人で 2.60%です。小・中学校では児童・生徒数 1,317 人のうち 37 人で 2.81%です。年々外国籍の子供たちも増えてきています。

在留外国人は、日本語がうまく話せない、地域のルールに対する理解ができない、指定の教育について、公立学校の受入れ体制の不安や不就学になる心配がある、日本人との交流が進まないなど言葉や制度、さらに心の壁が大きく関わってくることから、コミュニケーションが取れなく、なじめなくなっているのではないのでしょうか。

先日、伏見保育園へお邪魔し話を伺いました。園では 3 人の外国籍のお子さんが通っており、1 人のお子さんは両親はベトナム人でベトナム語を話され、言葉が通じないのでコミュニケーションに支障を来しているとのこと。ポケトーク、通訳機で対応しているが、うまく通じないそうです。

また、伏見小学校にお邪魔し、話を伺いました。外国籍の児童が 13 人で年々増えているそうです。外国人児童生徒適応指導員に来てもらっているそうですが、それには助かっているが、週に 1 回なので、急に問題が発生したときに困ることもあり、すぐに対応してくれる通訳の方がいればと話されました。

保育園、小・中学校では、きずなネット学校連絡網により学校行事や警報時の待機などを配信しているそうですが、翻訳機能はないということなので、外国人の方には電話等で連絡しているそうです。

これから増えていく外国人と共生して地域社会を築いていくためにも、町の支援は重要であると考えます。特に保育園や学校に通う外国籍の子供たちは、国籍に関係なく全ての子供たちが生き生きと遊び、学ぶ機会が与えられることが大前提であります。そのために保育士や教職員の負担軽減はもちろんのこと、横断的な連携が必要であると考えます。

そこで質問ですが、1 つ目、令和 2 年第 3 回定例会の岡本議員の外国籍とのつながりがある児童・生徒への支援の一般質問で、当時の山田教育参事は外国籍の児童・生徒に対し、外国人児童の増加状況の予測に合わせて費用対効果を考慮し日本語指導の在り方を考える。警報時などの緊急通知メールは全 8 パターンでのポルトガル語、タガログ語の定型文を翻訳して、各学校へ通知準備を行っているかと答弁していますが、今現在の状況についてお聞かせください。

2つ目、学校現場で一番困っているのは、朝の遅刻、欠席、連絡対応、健康チェック、翻訳作業だと思いますが、これらに対応しデジタル化できる「すぐーる」という連絡システムを近隣の各市町では導入しています。また可見市では来年1月から導入されるようです。本町でも導入すべきと考えますが、町のお考えはどうでしょうか。

3つ目、様々な言語を母語とする日本語の理解が困難な園児や児童・生徒及び保護者が増えていく中で、教育指導員や通訳者の人材確保をどのように考えていますか。

4つ目、子供教育を通じた多文化共生社会を目指すことへの町の見解をお聞かせください。
以上、答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

まず最初、教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、奥村議員からの御質問、外国籍の園児、児童・生徒の就学支援についてお答えをいたします。

私のほうからは、御質問のうち1点目の令和2年第3回定例会一般質問の答弁の進捗状況について、2点目の教育現場での業務負担を軽減できる「すぐーる」を導入すべきと考えるが町の考えは、3点目の教育指導員や通訳者の人材確保をどのように考えているかについてお答えをいたします。

まず、議員からの御案内にもありましたが、本町の各小・中学校における外国人児童・生徒の状況について、少し説明をさせていただきます。

令和4年8月1日現在、上之郷を除く小・中4校に外国人児童・生徒合わせて37名が在籍しており、うち日本語指導が必要な児童・生徒は23名であります。町内全小・中学校の児童・生徒数1,317名に対し、率として外国人児童・生徒が2.81%、日本語指導が必要な児童・生徒は1.75%となっております。

御質問にあります令和2年8月1日時点から4人増加し、日本語指導が必要な児童・生徒は2人増加したことになります。令和2年当時の状況からすれば、この2年間では予想していたほどの増加ではないと言えるかと思えます。

また、国籍別に見てみますと、2年前と変わらずブラジル、フィリピンが大半で、全体の約92%を占めております。一方、当時はいなかったポリビア籍、ベトナム籍の児童・生徒も転入をし、多国籍化が見られる状況で、より多くの言語に対応する必要が出てきていると言えます。

それでは、御質問の1点目、令和2年第3回定例会一般質問の答弁の進捗状況についてお答えをいたします。

令和2年第3回定例会において、当時の山田教育参事からは、小・中学校で行っている支援として3点御紹介しております。第1に岐阜県から派遣される外国人児童生徒適応指導員派遣訪問でポルトガル語、タガログ語が堪能な各1名の指導員、計2名が各校を半日単位で計画的に1校につき週に1回程度訪問し、日本語指導に当たるといったもの。

第2に、県による任用として外国人対応日本語指導や適用支援の非常勤講師を各校の状況に応じて配置している。

第3に、町の任用による補助教員の配置で、子供たちの学習指導の補助として4校に計13名を個別的に授業参加させているというものであります。

そして現在、令和4年度においてもこの3つの支援は引き続き行っており、日本語指導が必要な人数としては、微増傾向ではありますが、各小・中学校の状況に対応すべく、町の任用職員を1名増員して、全体で14名としております。

また、音声翻訳機を日常的に活用しておりますが、スマートフォンのアプリなども含め、以前に比べて翻訳性能は格段に向上しており、完全とは言えないまでも有効なツールとして活用しております。

さらに、問題発生時などには通訳者をお願いする手数料を令和3年度の当初予算から計上しており、多文化共生センターフレビアから通訳を派遣していただく用意もあります。

次に、警報時などの緊急通知メールは、ポルトガル語やタガログ語の定型文を全8パターンで作成し、各学校へ通知準備を行っているとの答弁では、その後、早急に定型文を作成し配付を行ったとのことですが、現在の状況につきましては2点目の御質問に対する答弁の中で説明を申し上げます。

次に、同じく令和2年第3回定例会の御質問の中で広域連携に関することがあり、外国人の未就学児の親を対象とした就学ガイダンスをフレビアからの提案により実施する用意があるとの答弁がされておりますが、令和3年1月、役場の北庁舎にて実施をいたしました。

各小・中学校においても、就学時健診の際は通訳者をお願いし、日本語支援を行っておりますが、このときには、特に日本語での意思疎通が困難な保護者2名が参加をされ、より細かな対応ができ、参加者からも好評であったと聞いております。

コロナ禍で体を寄せたり表情や口の動きを見せたりすることが難しい状況の中、各学校の教員や補助教員は、日々研究と工夫を重ねながら外国人児童・生徒の支援に当たっております。

教育委員会としましても、現場の声を聞きながら、状況に応じて新たな予算措置も視野に、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、教育現場での業務負担を軽減できる「すぐーる」を導入すべきと考えるが、町の考えはについてです。

まず、議員御案内の可児市が導入を予定しております「すぐーる」について簡単に説明を差し上げます。

この「すぐーる」は、学校、家庭、地域をつなぐ連絡システムとして、VISOR（バイザー）という企業が開発したもので、学校から保護者に対する連絡やお知らせ、警報発令時やコロナ関係での緊急連絡などに用いられるシステムです。

また、自動翻訳機能が備わっており、ポルトガル語やタガログ語など4種類の言語に対応しているとのことです。

さらに、保護者側からは欠席や遅刻の連絡ができ、保護者と学校双方の負担軽減に役立つとされております。

御嵩町では、これらに対応するシステムとして、中部電力株式会社が運営する「きずなネット」というシステムを平成22年度から採用し、各小・中学校や保育園のほか、放課後児童クラブにおいても保護者へのお知らせや緊急連絡の手段として活用しております。

平成22年度の導入当時は、自宅パソコンや携帯電話にメール文が送信される形式で運用が開始されましたが、以後、運営会社により年々改良が進められており、近年ではスマートフォン向けのアプリが提供されております。

議員御指摘の自動翻訳機能については令和3年12月から、欠席・遅刻等の連絡機能は令和3年7月から機能が追加され、各小・中学校や保育園での設定により使用ができる状態となっております。

自動翻訳機能では7か国語、英語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、ベトナム語、韓国語に対応しており、受信側である保護者が選択した言語に瞬時に変換されるというものであります。

欠席・遅刻等の連絡機能では、欠席、遅刻、早退のほか、欠席理由の選択や連絡事項も送信が可能となっております。

これらの追加された機能は、保護者側はいずれもスマートフォンアプリにおいてその利用が可能であり、一部の保護者は既にアプリをダウンロードされ利用しておられます。

これらの機能は、いずれも昨年度の途中から追加されたものであり、一部の学校において十分に活用されていなかったことは残念ですが、現在は各学校において有効な機能を選択し、スマートフォンユーザーの各保護者に対し、アプリのダウンロードと利用者登録の案内をしております。登録を完了された保護者から随時これらの機能を使っていただく予定をしております。

本町が採用しております「きずなネット」には、「すぐーる」が備える機能のほとんどが既に備わっており、今回議員からの御質問を契機として、これらの機能を最大限に活用しながら、行政、小・中学校、保育園と保護者にとって有効で利便性の高いものとなるよう工夫してまい

りたいと考えております。

最後に御質問の3点目、教育指導員や通訳者の人材確保をどのように考えているかについてお答えをいたします。

先ほど御質問の1点目に対する回答としてお話をしましたとおり、まずは県から派遣される外国人児童生徒適応指導員、県が任用する非常勤講師と町が任用する補助教員を最大限活用してまいりたいと考えております。

また、現在はコロナ禍でなかなか実現できていない東濃高校に在学する外国人生徒との交流や町内近隣市町に在住の日本語が堪能な外国人などの人材を念頭に、ボランティアや会計年度任用職員としての雇用も視野に支援の充実を目指してまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

引き続き答弁を求めます。

次に民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

奥村議員の2つ目の質問、外国籍の園児、児童・生徒の就学支援についてのうち、3番目の教育指導員や通訳者の人材確保をどのように考えているかについて、先ほど学校の対応については教育参事が答弁しましたので、私からは保育園の対応についてお答えします。

外国人園児の状況ですが、令和4年8月現在で町内保育園には8名の外国人園児が在園し、国籍はブラジル、フィリピン、ベトナムの3か国です。

ここ数年間の外国人園児の人数は、令和3年3月が9人、令和4年3月が7人と多少の増減が見られる状況です。

児童福祉施設である保育園は、ゼロ歳児から5歳児の乳幼児が利用する施設で、保護者が働いている、または病気の状態にあるなどの理由により、家庭において子供を保育できない場合に、家庭に代わって保育をする施設であります。

この乳幼児期は、人とのコミュニケーションや遊びなど、外部の刺激の中で言葉を獲得し、考える力を鍛え、社会性を育てていくとされ、保育園においても日に日に成長が見られます。

外国人園児の保育の現状として、低年齢園児などには単語、イラスト、手ぶり身ぶりなどを中心に、3歳以上園児には、その多くは単文でゆっくりとした日本語により理解ができるようですが、通訳機器、スマホ翻訳アプリ、英単語なども使いながらコミュニケーションを取っている状況です。

外国人園児は、時間とともに日本語の理解が大きく進むと言われており、歳月を経て園児が落ち着いてくる状況も見られます。

また、外国人園児の保護者には、園での様子、友達関係、食事、体調などを伝えることが必要で、うまく伝わらない状況も見られるようです。そのため必要な時間を設け、ゆっくりとした日本語に心がける、連絡帳やお便りは翻訳ツールなどで翻訳して用意をする、子供の持ち物は現物を見せながら説明をする、スマートフォンの翻訳ツールなどを使い会話をする、両親どちらかが日本語ができる場合、その保護者を主な窓口にする、単文英語などを駆使するなど、保育士がそれぞれの園児に応じて工夫をしながら対応しております。

ただ、保護者や園児にしっかりとした通訳が必要な場合もあり、通訳者の確保という点においては多文化共生センターから通訳者派遣の依頼をするほか、岐阜県の外国人行政相談員や三者通話サービスなどによる行政通話サービスなどを利用して対応してまいります。

一方で、外国人園児は言語だけでなく宗教、文化、習慣の違いの理解と配慮が必要で、複合的に対応が求められ、保育士の研修等により対応の工夫やスキルの向上も図ってまいります。

以上で私からの外国籍の園児、児童・生徒の就学支援についての答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

続きまして、私からは御質問の4点目、子供教育を通じた多文化共生社会を目指すことへの町の見解についてお答えをさせていただきます。

外国人園児、児童・生徒は、教育参事と民生部長が今お伝えをしましたように、この御嵩町においても徐々に増えてきております。母国もブラジル、フィリピン、ベトナム、パキスタン、ボリビアなど多様であり、学校では子供たちの中で多文化共生の社会が構成をされてきております。

外国人の子供たちの中には、ある程度日本語が理解でき話すことのできる子供もいれば、ほとんど理解できない子供もおります。子供たちは教室でそうした仲間と毎日関わり合いながら生活しているわけですが、子供たちの順応性は驚くほど柔軟で、外国人の言葉の通じないお友達が転入してきても、その日から距離を置くことなく身ぶり手ぶりを交えてコミュニケーションを取ろうとする子が多くいます。

また、一方で外国人の子供たちも日本の子供たちからのアプローチに一生懸命に答えようとする子が多いです。ただ、言葉が理解できないということは、ふだんの生活でも授業でも不安は大きいものです。

6月に行われました御嵩町の少年の主張大会の高校の部で発表をしてくれました東濃高校3年生の生徒さんの発表から、一部紹介をさせていただきます。

彼女は今、東濃高校の生徒会長を務めています。6年前にフィリピンから日本に来ました。

初めは挨拶以外何も話せず、学校に初めて登校した日、多くの日本人に声をかけられてうれしく感じると同時に、話してくれていることが全く分からずつらい思いをしたということや、授業の内容が理解できず、一人置いていかれる気がして、登校への意欲を失いかけていたことなどを振り返りながら、次のように語ってくれました。ここからは本人の主張をそのまま引用させていただきます。

しかし、私が中学2年生のとき、ある日本人に出会いました。その子は今でも仲のよい友人です。学校には日本人がいっぱいいるのに、なぜ日本語を話せない私のそばにずっといてくれるのか、とても疑問に思いました。その子はいつも私に話しかけてくれたり、集団でいるときに私が置いていかれないように、ディビはどうと名前を呼んで聞いてくれたりしました。授業の交流の時間も、席が遠い私のところまで来て理解できているか確認し、分からないところは丁寧に教えてくれました。授業以外でもジェスチャーを交えて分かりやすく話してくれました。それがきっかけで私はその子ともっと仲よくなりたい、もっと話したいと思うようになり、頑張って日本語の勉強をすることにしました。

子供たちは、学校という社会の中で、日本人も外国人も共によりよい社会をつくっていくためにどのように接し、関わり合っていくとよいのかということを経験し、あるいは試行錯誤しながら身につけていきます。

彼女は、最後に次のように結んでいます。

私たち外国人も日本のことをたくさん知りたいし、日本人たちと仲よくしたいと思っています。これからの日本人と外国人が共に生きる明るくて楽しい社会になるよう、私もできることから少しずつ行動していこうと思います。

よりよい多文化共生の社会を築いていく種は、今学校でたくさんまかれ、芽生え、育ちつつあります。幼保、小・中と子供の時期から外国人の仲間との関わりを大切にしていくことは、国を超えて多様な感じ方や考え方に触れる機会を多く得られ、それぞれの違いを理解し受け入れる教育を推進していくことは、互いを尊重し、共によりよい社会をつくり上げていく素地を育むことにつながります。そして、将来にわたって多文化共生社会の担い手として地域に貢献できる人材となってもらえることが期待されます。

学校教育という場で、外国人の子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、そして日本人と外国人の子供たちが共によりよい多文化共生社会の担い手として成長していけるよう、今後も教育参事、民生部長がお答えをさせていただきましたように、外国人の園児、児童・生徒やその保護者に対して様々な面からの支援を充実させていくことで、本町における多文化共生社会の発展に努めていきたいと考えております。

以上で私からの答弁を終わります。

[3 番議員挙手]

議長（高山由行君）

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

先ほど筒井参事のほうから東濃高校の生徒さんとの連携ということで話をされました。東濃高校は外国人の子がたくさん通っていますので、そことの連携をして、ひとつ助けていただけるといことが大変いいかなというふうに思います。

先ほど話が出ました外国人の児童・生徒の適応指導員ですね、予算化して来ていただけるわけですが、週に1回ということなんですが、坂祝町とか可児市なんかを見てみますと、学校とか保育園に通訳者を採用して対応しているということなんですけれども、今後そういった通訳者の採用というのは考えていかれるのでしょうか、その辺のところだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長（高山由行君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

奥村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

近隣の市町で通訳者を雇っておられるところもあるということでもあります。先ほども申し上げましたけれども、なかなか今、多国籍化が進んでおりまして、数値的には90%以上が2か国に限られているという中で、一方やっぱり困っているのはそれ以外のところといたしますか、多国籍化の中でそういった支障が出てきているということでもあります。果たして、こういった言語を選択するということに難しさはあると思いますけれども、先ほど民生部長からお話もありましたように、やはり小さい、幼児期といたしますか、小学校の低学年でいいますと、本当に目覚ましい発達といたしますか、言語の吸収というものも見られますので、そういったところの必要性等を加味しながら、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

[3 番議員挙手]

議長（高山由行君）

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

私この御高の教育プランをちょっと見てみまして、今年の2月の事業等の点検評価のところ1つ項目がありまして、外国人児童・生徒の教育の推進の中で課題がありまして、ちょっと読み上げますが、外国人の児童・生徒の適応指導員は活用しているということなんです、外国籍の保護者への連絡や懇談についても急な対応が難しいため、町として人材を確保する必要

があるということでこの課題が出ていますから、それでちょっと聞かせていただいたので、こういったことも、やっぱりここに上がっておりますので、そこら辺も今後検討していただきたいなと思います。

それから、民生部長にちょっとお聞きしますが、予算づけがしてあるので、通訳者の派遣、フレビアですね、そういったところから派遣ができるということで分かりましたけれども、特に小さい子供さん、園児については、教育よりは、就学よりむしろ外国籍の親さん、保護者とのコミュニケーションが一番担任の保育士さんが大変重要なと思うんですけども、担任がかかり切りになるケースが多々あるということなんですけど、ポケットではなかなか、先ほど言いましたようにおぼつかないということなんですけど、「すぐーる」はなくて「きずなネット」ということなんですけれども、負担軽減のために、何かほかの手だてというのは何かお考えでしょうか。

議長（高山由行君）

民生部長 小木曾昌文君。

民生部長（小木曾昌文君）

奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたが、多文化共生センターからの通訳者の派遣、これ今年度はまだ1回も派遣を受けておりません。奥村議員も現場へ行かれていろんな困難の話も聞かれたかと思いますが、何とか先ほどの手法でコミュニケーションが取れているという中で、当然必要などころがあるかと思いますが、共生センターからの通訳者の派遣だとか、あとは御紹介しました外国人の行政相談員さんとか三者通話サービス、こういったものもサービスの提供がありますので、そういったことも活用していきながらやっていきたいというふうに考えております。以上です。

[3番議員挙手]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

伏見小学校は8月1日で外国籍 13 人ということでお聞きしていますが、つい先日学校へ行きましたら、2学期から3人ほど増えまして16人ということで、フィリピンの子と、このフィリピンの子は親さんはタガログ語ということで、あとブラジルの子が2人ということで、3名2学期から入ったということで、特にフィリピンは3年1組だそうですけれども、支援員の方がマンツーマンについて授業をやっておるんですね。なかなか大変だそうですので、やっぱりその支援員の負担も軽減するためには、そういった通訳者の方も1週間に一遍じゃなくて

週に3回とか4回ぐらいの派遣は必要かなというふうに思います。

というので、やっぱり現場というか、そういった保育士とか保育園とか、それと担当課とか教育委員会、そういったところのコミュニケーション、外国籍の親さんのコミュニケーション以上に担当課との現場とのコミュニケーションを十分取っていただきたいと、私はそう思います。それを必ずやっていただきたいなというふうに思います。

以上で2点の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで奥村悟君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は11時とします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番 伏屋光幸君。

6番（伏屋光幸君）

それでは、失礼します。

議長の許可がいただけましたので、さきに提出しました通告書に従い、新庁舎建設について一般質問をさせていただきます。

今回は、3点について質問をいたします。

1. 県庁からの指摘確認事項は現在までに何件あって、町の回答が了承されない事項は具体的にどのようなものか。

令和4年3月25日付にて進達した農地法第5条第1項の規定による新庁舎建設事業に関わる許可申請の県審査が、5か月を経過した現在でも保留になっている現状から、確認事項の総数と町の回答が了承されない事項は2点確認しているが、ほかにもあるか。

それから、2点目ですが、町としてどう回答をしているのか、回答の内容に問題はなかったのか。

1点目として、許可申請前に申請者である土地所有者が亡くなっていたため、いまだに相続ができていない現状について、県から回答を求められても的確な回答をしなかったのではないかと。現状はどうか。

2点目は、御嵩町の事務所の位置を変更する条例の制定予定、時期及び事実確認のやり取り

が数回あったものと確認しているが、実際には何回あったのか。なぜこんな回数にも及ぶやり取りになったのか。

3点目に、農地転用許可について、現時点での県庁とのやり取りは適切なのか。

岐阜県との確認事項のやり取りを進めている中で、特に御総庁第 32 号、令和 4 年 7 月 5 日付にて、岐阜県農政部農村振興課長宛てに依頼された農地転用許可申請の県審査に関わる疑義事項については、町は県に対する対応として疑義を求める行為はふさわしいとは言えないのではないかと。岐阜県農政部農村振興課とのやり取りの中で、信憑性のない回答が信頼関係をなくしていったと考えられないのか。

ここで私の次の質問に入ります。

令和 3 年 12 月 10 日、第 4 回定例議会で新庁舎建設用地に関する件にて、補正予算に私は反対をいたしました。補正予算に賛成者 5 名、反対者 5 名で議長裁決によって可決されました。また、令和 4 年 3 月 3 日に開催された令和 4 年度第 1 回定例議会に上程されました令和 4 年 3 月 18 日、令和 4 年度の一般会計当初予算について反対をいたしました。賛成者 6 名、4 名の議員は反対の意思を表明いたしました。

さらに令和 4 年 7 月 27 日、令和 4 年度第 2 回臨時議会において緊急提言されました、新庁舎建設早期実現とする請願書が提出されました。学校法人杉山第三学園 杉山一夫さんからの請願についても、反対の立場で 4 人は不採択とした行動を表明いたしました。

県から農地転用申請に対する現状は、御嵩町重要問題として今考える道は、申請の取下げをする道か、県からの不許可の道を待つのか。私は、町と県の対応の論議より、今私は現状を冷静に判断するならば、町長はいま一度立ち止まって、新庁舎建設計画の白紙撤回をすべき状態にあると思います。

私は、いま一度立ち止まり、新庁舎建設計画の白紙撤回をしたほうがいいと思っています。

通告書には反対の理由が上げてありませんので、ここで付け加えていただきます。

反対の理由は、次のとおりです。

第 1 には、御嵩町の年間予算、令和 3 年度に匹敵する約 78 億円の事業費に税金を費やすことについての妥当性が認められないことが上げられます。

渡邊町長は、借金の返済額は元利合計年 1 億円余りであり、30 年をかけて支払うので財政問題は発生しないと豪語していますが、少子高齢化が急速に進行する中で、将来の政策経費が圧迫されることは自明です。

第 2 に、新庁舎予定地は防災拠点として安全性への疑義が指摘されています。新庁舎移転予定地は、ハザードマップで浸水想定区域に入っています。盛土で対応すると説明していますが、新庁舎の移転予定地だけ盛土をしても意味がありません。可児川に洪水のおそれが生じた場合、

可児川に沿って建てられる市民ホール、町民が避難することになりますが、それではわざわざ危険な場所へ、地域に向かって避難することになります。町民ホール周囲が浸水したら避難することはできません。このような場所に防災拠点を置くこと自体あり得ない選択です。

第3に、予定地の一部は寺本公行副町長の所有地があったことです。事務方トップとして新庁舎移転計画に伴う用地取得を推進してきた本人です。その本人が自己名義の土地を御嵩町に買受けさせる計画を策定したことは明らかになりました。この事実は、最近まで明らかになりませんでした。少なくとも寺本副町長は利害関係のある当事者であり、妥当性に著しい疑問があります。

以上の主な3つの理由から、新庁舎移転は一旦基本構想を白紙撤回し、見直す必要があります。今ならまだ引き返すことが可能です。よって、私は新庁舎移転に反対し、白紙撤回を求めます。

以上の内容、声明文を8月29日に公にし、町長、議長へは通知書を送っております。以上です。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

まず最初、総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、伏屋議員の質問に町長が御答弁を申し上げる前に、少しお時間をいただきますのでよろしく願いいたします。

私からは、新庁舎建設についてと題しての3つの質問に答えさせていただきます。

初めに、質問の1つ目、県庁からの指摘確認事項は現在までに何件あって、町の回答が了承されていない事項は具体的にどういうものかについてです。

現在進めている新庁舎整備事業における法的手続きは、開発許可申請と農地転用許可申請の2つです。開発許可申請については、補正指示が68件ありましたが全て解決しており、許可通知を出すばかりになっていると県に確認をしています。

農地転用許可申請については、補正指示が45件と事実確認依頼が2件ありました。補正指示については全て解決しております。事実確認のうち、亡くなられた土地所有者の相続については書類を差し替えることとなっており、残る案件は御嵩町の事務所の位置を変更する条例の制定予定時期及びその見込みについての1件です。

次に、町としてどう回答しているかについてです。

1件目の相続の関係については、申請書類の補正として差し替えすることを文書にて回答しており、県からは関係書類が整い次第差し替えすることで了解をいただいています。この件は

相続人の代理人弁護士から、令和4年2月25日付の書面により遺言に基づき持分を全て相続する旨の通知が町にありました。この後、代理人による相続図の作成や裁判所手続に時間を要しましたが、現在は所有権移転登記の手続を進めていただいております。

2件目の位置条例の関係については、県からの事実確認を受け、これまで県から6回、町から6回のやり取りを行っており、現在も継続中です。これは、町は位置条例の制定を令和6年頃に予定しており、県が許可審査に当たって事業の実現性を確認するため、位置条例の可決を求めているわけではありませんが、現時点での3分の2以上の議員が同意する意思があるかを求められているものです。

このため5月25日の全員協議会において、当該条例の制定について全議員の意思を確認したところ、明確に反対の意思を示した議員は1名であったことから、3分の2以上の同意の見込みがあると回答させていただきました。

この3回目のやり取りで事実確認は終わるはずでしたが、5月27日、4名の議員により特別議決に反対の意思を示した要望書が県に提出されたことにより、県としてはこの要望書を大変重く受け止められ、見込みが確認できないという状況になったためです。

最後に、農地転用許可について、現時点での県庁とのやり取りは適切なのかについてであります。

この新庁舎等整備事業は町にとっても大変大きな事業であり、この規模の農地転用手続や開発手続の経験がないことから、許可申請するに当たり問題なく手続が進むよう幾度となく県に相談してきた経緯があります。位置条例制定の見込みが許可権者の審査上必要案件であることを事前に御教示いただければ、もっと前段階から議会と協議ができたのではないかと考えています。

このような重要審査案件の存在について、事業が遅延している今、町民へ説明していく義務があることから県に説明を求めたものであり、不適切な行為ではないと考えております。むしろ新庁舎事業が実施できなくなった場合には、今まで国や県と調整し、補助金等を活用して事業を進めていることから、現在計画している道路整備事業や亜炭鉦対策事業などの履行ができなくなることで国や県との関係が悪化し、信頼までも失い、今後のほかへの事業への影響を及ぼす可能性があることを危惧しているところです。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

質問者、答弁者にも申し伝えます。マスクがえらかったらマスクを外して答弁してください。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

暫時休憩をお願いします。

議長（高山由行君）

町長より要請がありましたので、少し暫時休憩をします。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 21 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、伏屋議員の質問にお答えをいたします。

今、総務部長からお聞きになったように当然の行政事務のやり取りをしているのみと私は受け取っております。柳川前町長がよく使われました出し遅れの証文、まさに今の議会の状態がそういう状態だと私は思っております。

私からの答弁はそこで終えようと思っておりましたが、そのような話になっているということは存じませんでしたので、伏屋議員が反対の理由を具体的に文章を読み上げただけでありますけれど、おっしゃいました、非常に重要なことであります。私は、一度もそれに対するの反論の機会を与えられてはおりません。何か自分の支持者だけを集めて説明会をやったとおっしゃっておるようですが、それは言論の府である議会議員として支持者というのは何ぞやということにもなります。

私は、3つの理由をはっきりと答弁しておきたいと思えます。何度もこれまでに私自身も、担当者も説明をしてきたことばかりであります。

まず、財政的な問題を取り上げられました。現在、御嵩町は庁舎建設のために2億円以上毎年基金に積み増ししております。返済金になりますと、御嵩町が責任を持ってお返しするのが8,800万円、私は最終的な返済が幾らになるか、その額だなということは思っておりましたが、1億5,000万円ならいけるなと思っておりました。これはいろんな制度を使って8,800万円で抑えられた現在の状況であります。これは議会の皆さんにも、町民の皆さんにも説明済みであります。年収より、年の予算よりと伏屋議員はおっしゃいましたが、伏屋議員は年収で家を建てましたか。建つはずがないでしょう、そんなに年収あるんですか。皆さん30年ローンを組んで家を建てる、年収よりも高いからですよ。それは町行政においても同じことです。この財政の仕組みはいささか難しいですので、最終的には借金は返せるか返せないか、確実に返せる数字を追い求めていくというのが私の責任であります。

2つ目、浸水地域になっていること。国道 21 号バイパスは緊急輸送道路であります。国道 21 号バイパスの表面の高さと可児川の堤防道路の高さは同じです。そこまで埋める予定でいますので浸水地域ということには当てはまらない。これはお忘れになっているかもしれませんが、以前安藤雅子議員が私に質問をしたこの場でそういう答えを出ささせていただいております。正直言いましてちょっと忘れ過ぎです。これは伏屋議員、聞いておられれば町民の皆さんにもやはり説明ができることです。ぜひ誤った認識は改めていただきたい。

次に、私が今議長に申し上げた寺本副町長の農地についてです。

まず私が寺本副町長、これは安藤議員にお答えする答弁書そのまま申し上げます。

副町長所有の農地があるということを私が初めて知ったのは、いい顔をしていなかったですよ。嫌な顔をしながら実はあるんですということを言いました。議会の特別委員会、伏屋議員、あなたもおられました。そこで地権者の名前は出ましたか、出たらいろんな臆測が飛び交うようになります。私が地権者だといううわさだってありました。しかし、寺本副町長の農地所有は事実であります。

そのときの会話は次のようなものであります。副町長のほうから、私も実はあのエリアに農地を所有しています、あそこに田んぼがあるんですという話でありました。私は、おまえいろんなところに農地を持っているなあと、まず第一声がそれでした。それが所感でもありました。ただ、私はその次に、特別大きな声を上げる必要もない、もし副町長がその農地を売らないと言ったら、当時限定的に、今 27 名という確認がされておりますけれど、私はその 27 人という数字は 30 人ぐらいという報告を受けていましたので、30 人ぐらいといったまでの話であります。30 人ほどの地権者らしいが、寺本君が売らないと言ったら、その地権者のほかの方々が大変迷惑するんじゃないか、もし決まって、あくまでも売らないと言ったとしたら議会だって怒るぞと、そういう話をいたしました。淡々と粛々と受け入れるより仕方がないじゃないかと言ひ、むしろ協力するよう促したというのが事実であります。何も秘密でやったわけではありませんし、副町長から特別委員会に何かアプローチがありましたか、あそこにしてほしいと。ないはずですよ。それを知っていたらあそこは避けましたか、それもないはずですよ。理想的なところにたまたま副町長の農地が 1 枚あったという話であります。以上です。

我々公人にもプライバシーがあります、人権もあります。副町長の人権を守ってやってください、以上です。

[6 番議員挙手]

議長（高山由行君）

6 番 伏屋光幸君。

6 番（伏屋光幸君）

再質問、1点だけもう一度お聞きいたします。

住民が一番関心を持つのは、寺本副町長の土地があるということが一番の弱点だと私は思います。町長は語ってみえますが、その分かった時点で、実はその利害関係者という部分、もう御嵩町のナンバー2の人の土地、これは絶対に許せません。以上です。

議長（高山由行君）

伏屋議員、質問ですが、回答を求めますか。

6番（伏屋光幸君）

まあいいです。言いたいことは言いました。

議長（高山由行君）

これで伏屋光幸君の一般質問を終わります。

次の福井俊雄君に一言伝えますが、時間が11時25分になりましたので昼をまたぐかも分かりませんが、またぎでよろしかったですかね。時間が来たら暫時休憩を入れて、また午後からになりますのでお願いします。

続きまして、2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

マスクを取らせていただきます。よろしく申し上げます。

議長の許しが出ましたので、通告書どおりに質問をさせていただきます。

今回は、情報公開制度と公文書管理の2つの側面について、御嵩町政を円滑に進めていくためにも情報を記録し、かつそれを公開していく制度、説明責任を十二分に果たす行政組織の在り方について聞きたいと思っております。

調べてみたところ、日本初の情報公開条例が山形県金山町で1982年に制定され、日本の情報公開制度の歴史は40年に及ぶようです。御嵩町は、平成8年4月1日に御嵩町情報公開条例が施行され、実に26年が経過しようとしています。この条例の第1条目的を朗読させていただきます。

この条例は、町民の知る権利を明らかにすることにより、町民の町政への参加を促し、町政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた町政を実現することを目的とする。そして、この条例の第5条には、公開請求が明記されております。何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政情報の公開を請求することができるということです。

国レベルではありますが、近年ではまだ記憶に新しい森友学園問題や加計学園問題、桜を見る会問題など様々な政治問題の中で、公文書が捨てられたり隠されたり、あまつさえ改ざんされたことが大きな問題となり、改めてこれらの法整備に注目がされておりました。

最近の文書管理問題では、新型コロナウイルス感染問題を検討してきた政府専門家会議にお

いて、議事録が作成されていなかったことが報じられました。この場合は、専門家会議のメンバーから発言者を特定しない形での議事概要を作成することに理解を得ているとして、議事録を作成しないことが正当化されました。このように公文書管理と情報公開というのは表裏一体であり、同じ制度、目的の上で成り立っているといっても過言ではありません。

国レベルの問題、遠くの問題だと思わずに、これを御嵩町足元に置き換えて考えてみたいと思います。

本町に存在する審議会や各種協議会、また多種多様な会議の記録や資料なども、情報公開制度の下では誰かが請求しなければ情報の公開は進みません。そのため積極的な情報公開を行うこと、記録として保存・管理することは本町の情報管理を進める上で極めて重要であると考えます。中には議事録の作成がされておらず、特定の会議や協議内容を知ろうとすると会議などの参加者や出席者、その当事者に話を聞くことでしかその内容を知ることができないものもあります。その場合は、出席者の受け取り方や当事者の発信の仕方がうまく伝わらないと情報が歪曲されてしまうことも想定されます。

御嵩町が公式の立場での協議会、会議、審議会などなど本来オープンにすべきものに対して情報開示を求められたときには、正確な公文書管理、保存が必要になります。本町には、現在大規模プロジェクトや町政の課題があります。これらがどういった経緯で物事が進行し決定されてきたのか、またそれに伴う審議内容や政策形成過程などが記録し、いつでもどこでも誰でも公開できるようにしておくことが町政の説明責任の一步かと考えます。

そこで質問の1点目です。

私は、公文書の管理はとても重要な意義があり、町民含む内外の人たちにも大きな影響を与えるものだと考えています。近年繰り返し公文書管理にまつわる不祥事が起きており、その都度公文書管理への注目や理解度は高まっています。少し前によく耳にしたいわゆる付度として、自分たちに不利な内容、証拠は残さないようにする公文書管理の不祥事が多々起きております。御嵩町役場として、公文書管理のガイドラインのルールはどのように決定して運用しているのでしょうか。公文書の保存年限の決め方、保管方法、公文書の重要度などはどのような規定により決定しているのか、その当時の担当者により左右されずに客観的に決定されているのか、この見解をお示しく下さい。

次に質問の2点目です。

何人にも情報公開請求権を認められている条例である御嵩町情報公開条例ですので、今までたくさんの情報公開請求がなされ、その都度たくさんの情報を開示されてきたと思います。

その中で、先ほどの質問に重なりますけど、原則公開されるのは基本の中で、例えば保存・管理していない文書、記録を残していない文書、記録を残すべき文書で情報公開するのかしな

いのか、その線引きはどのようにしているのでしょうか。

もっと端的に申し上げますと、議会のような公式に議事録が残されるものは言うまでもなく記録として保管されるでしょうが、事務レベルの打合せとか担当者会議のようなもの、小規模会議での記録、さらに端的に申し上げれば、課長会議の記録とか町長との打合せ記録などは、情報公開として担当者のメモや書き留めた内容など、どこまで情報公開として認められるのでしょうか。公文書の定義として個人のメモが該当するかなど議論があるでしょうが、その内容が正式に議事録として記録されないものであれば、その打合せ会議の記録は個人のメモ、書き留めたものに頼るしかありません。誰といつどこでどのような内容の話をしたのか、事務レベルでも重要な意味合いを持つものがあるものは説明責任としての機能を持つと思われます。どのレベルまで情報公開として対象になるのかお答えください。

それと、文書だけでなく情報の可視化という観点で、映像や音源がある場合は、この条例によらずとも公開されるのでしょうか、執行部の御見解をお願いします。

最後に3点目の質問です。

御嵩町の情報公開は町長の一丁目一番地だと思います。隠すことなく全てを町民に広く公開していただく精神には感銘を受けております。公文書管理、情報公開を適切に機能させるためには、これらの目的が何であるかを理解し、町民への説明責任を果たすために何が必要なのかという原点に戻る必要があります。そのために町民がより公文書の重要性を認識していく必要もあります。

重要施策を遂行していこうとする際には、いろいろなプロセスを経る必要があります。その内容を公文書という形で適正に管理され、公開させていけば、積極的に町長の施策も反映されるべく、おのずと説明責任が果たされるのではないですかと考えます。と同時に職員は公文書の管理、改善を業務改善とリンクさせていけるのではないかと思います。

そこで公文書の管理と業務改善、事務改善について、職員の意識の向上や研修等による理解の向上を図っていくお考えはありませんか。情報公開や公文書管理の問題を職員個人の問題に帰結させることは、問題の矮小化と形骸化を招くことになります。

情報公開も公文書管理も組織的な問題にとどまらず、職員個々人の問題に波及し、違法行為や不適切な行為になることは、行く行くは手続、手順偏重の制度や運用にも問題が生じます。職員個々人の公文書管理や情報公開の意識の向上についての研修や勉強会は考えておられないのでしょうか。また、常日頃どのような指導や訓練をしておられますでしょうか。こういった訓練は公文書管理、情報公開とともに情報漏えい防止策にもつながると思います。御答弁をお願いいたします。

以上3点、公文書管理と情報公開についての在り方、取組方について質問となります。執行

部の御答弁よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

すみません、答弁が中途半端になる可能性がありますので、答弁のほうを午後から行いたいと思いますのでよろしく申し上げます。

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は午後 1 時とします。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

午前に引き続いて一般質問を続けます。

午前は福井俊雄君の質問のみを行いました。午後より答弁者による答弁を求めたいと思います。

まず最初、総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、福井議員の質問に町長が御答弁を申し上げる前に、少しお時間をいただきますのでよろしく願いいたします。

私からは、公文書管理と情報公開について在り方、取組方についてと題して 3 つの質問に答えさせていただきます。

初めに、公文書管理のガイドラインと運用についてです。

御嵩町では事務の処理を適正にし、その能率的な運営を図るため、文書の管理に関し必要な事項を定めることを目的に、平成 10 年に御嵩町公文書規程を策定しています。また、公文書等の管理に関する法律第 34 条においても、地方公共団体に対して文書の適切な管理に関する努力義務を定めており、この趣旨を踏まえガイドラインという名称ではありませんが、公文書規程に基づき文書管理に努めています。

御質問をいただいた公文書の重要度別の保存年限や保管方法についても、文書を適正かつ効率的に管理するため、この規定に基づき各課が保有する文書の保存場所、保存期限を明確に定めたファイル基準表を作成して運用しています。御嵩町で取り扱う公文書については、職員が独自に管理・保存するものではなく、本規程により統一されたルールに基づいて文書管理事務を行っています。

次に、情報公開の対象と情報の可視化による公開についてです。

情報公開については、開かれた町政を実現するために、御嵩町情報公開条例にある公文書の

原則公開の精神に基づき、情報公開に取り組んでいます。公開を行う公文書については、条例第2条第2号で定義しており、個人情報などを除き、次の3つの要件を備えた文書が該当します。

1つ目として、実施機関の職員が職務上作成し、または取得したもの、2つ目として、実施機関の職員が組織的に用いるもの、3つ目として、実施機関が保有しているもの、この3つの要件の全てに該当しないものは公文書の定義から外れるため、情報公開の対象とはなりません。

会議録などについては、法や条例などに記録の作成を義務づけているものについては会議録を作成することとしており、法令等に定めのないものについては作成を義務づけておりません。ただし、審議会など委員の意見を今後の事業などに生かすなど、組織的に用いるものについては記録を残しています。

こうした会議などにおける職員のメモは、個人の備忘録、資料、検討段階の草案、課題整理、参考とする事項など個人段階のものは公開対象外ですが、これらの中でも組織として共有しているものであれば公開対象となります。また、映像や音源については、条例に規定されているとおり、文書と同様に公文書の要件に該当するのであれば公開の対象となります。

最後に、公文書管理、業務改善、事務改善における職員の意識向上や研修等についてです。

公文書の定義、文書保管の仕方、個人情報の扱いなどについては、新人研修において必ず指導していますし、ほかにも個人情報保護と情報公開講座や公文書作成講座などは毎年一定人数を外部研修に派遣して研さんに努めています。

議員御指摘のとおり、公文書は個人情報も扱い、適正管理することは業務改善につながることから、職員一人一人の意識の向上は大変重要なことであると認識しています。引き続き職員の意識向上と適正な文書管理を実施していくために、職員研修等については今後も続けてまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（高山由行君）

続きまして、町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、福井議員の質問にお答えをいたします。

情報公開については法令遵守で対応をしていくもの、公文書は町民のものとの考えは一切変わっておりません。ただ、今部長から答弁いたしたように、公文書となっていないものは公開がなかなかできないというのは当たり前のことであります。

ここ五、六年ですか、会議の際、これは行政のほうの会議であります。職員が私の目の前に見えるようにレコーダーを置くようにする職員が増えました。全て会議の内容を後でもう一

度確認をするという意味だろうというふうに思いますが、私は一度も拒んだことはございません。それだけ声を発するということは責任を持って指示等々も、また結論も出していると確信しております。

行政の会議ですと、一番いいのは、本当は議会でもそうですが、オープンにしていくということが一番いいのだらうと思いますが、行政の場合はまだ決定していないようなことを協議していきますのでなかなか公開ができないと、途中経過で誤解を与えるような情報になってしまう可能性もありますので、そこはしっかりと気をつけていかなければいけないというふうに思っております。

私は、福井議員に申し上げたいのは、情報公開の対象となる正式委員会で自分の都合の悪いことになるのと退席してしまう、それは情報公開ではありません。将来にわたって公開できない事実になっていきます。ぜひ一緒に福井議員も情報公開とは何ぞやということを考えていきたいと思っております。以上であります。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

では、まず再質問の1つ目をさせていただきます。

過去の実例として存在するかお聞きしますが、詳細が不明な場合は御答弁は差し控えていただいて結構です。

今までに情報公開請求が提出されて、公文書管理の不備により開示できなかったケースはありましたか。また、同様に公文書管理が適正に行われていなかったことにより著しく公務に支障を来したようなことはありますでしょうか、お答えください。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

お答えさせていただきます。

過去の実例についてということで、全ての情報を私、把握しているわけではございませんので、情報開示請求があった場合は、当然その内容をこの条例の内容に照らし合わせながら適正に公開するものは公開する、公開しないものは公開しない、そういう対応をさせていただいております。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

この会議の1週間ぐらい前かな、議会事務局長から1枚提示がありまして、議会の議員の請求に関して全ての情報を開示しなくてもいい、その定義が私よく分からなかったんで、その定義の基準というのはどこにあるのかお伝え願えますか。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

再質問にお答えします。

全ての情報開示の判断はあくまでも情報公開条例です。先ほどちょっと答弁の中でも触れさせていただきましたが、その内容の中で例えば個人情報があるもの、プライバシーのとか、そういったものが含まれているようなものであれば、議員さんには守秘義務がございますので、そういったものがやはり開示ができなくなると。開示する、しないのベースは基本的にはこの情報公開条例がベースとなりますのでよろしく願いいたします。

〔2番議員挙手〕

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

ありがとうございます。

私、8月半ばですけれども、公共事業用地の先行取得に関する契約書を情報開示願いますということで、これは出していただきましてありがとうございます。

この中に、可茂消防事務組合の土地の件がありまして、用地費、補償費とか、調査測量設計費とか造成工事費、事務費、合計9,311万8,000円というのが出ているんですけども、この土地に関して私ちょっと調べたら、中大泥188番地の1、421平方メートル、中大泥189番地の1、1,086平方メートルのこれは公文書で名前がありませんでしたのでちょっと調べたら、これは寺本副町長の土地だと分かったんですけども、この事実間違いありませんか。寺本副町長、どうですか。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

議場の場で個人情報ということだと思いますけれども、聞かれた以上は答えさせていただきます。私の土地です。責任ある回答をしましたので。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

個人情報と言われましたけれども、一般の方なら個人情報だと思うんですけれども、副町長というのは公の立場の人間ですので、これはやっぱり皆さんにお知らせする義務があると思うんですけれども、今までこれは議会にも町民にも報告されたことがないんですけれども、これから報告とかされるわけですか、副町長、どうなんですか。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

情報公開条例の第 6 条第 1 項に開示されない文書というのがございます。その中に、当然公務員というのは、やはり職と名称というのは当然出ていくことはあると思います。ただ、個人の財産とか、そういったものを守る守秘義務というものもございまして、そこがプライバシーに触れる部分であります。そういったものは非公開になります。そういう考え方で物事は全て処理をさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

それと可茂消防事務組合とのやり取りの中で、消防力強化プラン、平成 28 年度から令和 2 年度及び可茂消防事務組合総合計画、令和 3 年から令和 12 年の消防施設整備計画にあるんですけれども、これを見ると、御嵩町に依頼のあったと書いてあるので町が作成したと思われるんですけれども、4 行目からは下記のとおり選定しますとあって、これがよく分かんのですが、私。

最初、町が 9 か所候補を出してきて 1 か所に選定した。町長が五、六か所、町が候補地を上げて組合が絞ってきた。この土地に決められたのは御嵩町なのか、可茂消防事務組合なのかどちらですか、分かれば教えてください。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

事前通告にない内容の細かなものに踏み込んでおられまして、私の手元にもそれはございま

せんので、今ここで判断できるものではございません。

[2 番議員挙手]

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

また分かれば教えてください。

あと最後、もう一つ聞きます。

2021 年 12 月 2 日、土地売買契約がこれは完了しているんですよね。ところが、すぐその後にボーリング調査が行われ、これはどうして行われたかという、建物の場所に亜炭鉱の穴があると大変怖い部分があるんで、それで 2 本されたと思うんですけど、12 月 2 日に売買契約がなされたすぐ 12 月 7 日から 15 日に 1 本、12 月 16 日から 23 日に 2 本目の亜炭鉱調査が行われ、2 本とも 29 メートルから 30 メートルのところに空洞が見つかったという報告を総務防災課から説明を受けて、これは民有地なのでできなかったという回答ですけれども、僕思うんですけど、一般人ならともかく、さっきの話でこれは私の考えですから聞いてください。副町長は公人だと思うんで、民民契約の場合でも御嵩町の場合はあちらこちらに亜炭鉱のあることが分かっていますんで、これは事前に行うのが正しいと思うんですけども、これに対する見解、総務部長お答えできますか。

議長（高山由行君）

ちょっと分かりました。

福井議員、少し質問通告とは離れていっていますけど、自分で分らないですかね。公文書管理と情報公開についての在り方ですので、大項目は。個人情報に限りなく少し近づいていっておりますので少々質問を変えるか。

2 番（福井俊雄君）

この件に関しては、私は岐阜県の土地開発公社、可茂消防事務組合に資料請求していますので、これを見て改めて次回の一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで福井俊雄君の一般質問を終わります。

続きまして、11 番 岡本隆子さん。

質問は一問一答方式の申出がありましたので、これを許可します。

1 1 番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、通告してあります今日は大きく 2 問について質問

をさせていただきます。

1点目です。中保育園・児童館建設の早急な対応策を。

私は、令和3年第1回定例会でも中保育園の耐震化、民営化、隣地への移転について質問いたしました。町長からは、耐震化はソフト面で、つまり避難訓練等で対応する、隣地への移転はしないという御答弁でした。担当課で伺いますと、今年保育園の壁にスリットを入れてゴムを入れるという工事がこの7月に完成いたしましたして、建物の体力が分かったという説明をいただきました。

さきの臨時会で杉山第三学園から新庁舎整備事業の早期実施に関する請願書が提出され、賛成多数で採択されました。その際の討論で私は反対討論をしまして、内容としては、保育園の建て替えが急務であることは理解できるが、庁舎を進めないと保育園ができないことが問題であると発言いたしました。庁舎建設と保育園・児童館は切り離して考えるべきで、早急に対応策を講じるべきであると考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。私は、新庁舎建設について、執行部に対しては白紙撤回を求めるという立場で質問をいたします。

まず1点目、以上ですので御答弁お願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

それでは、岡本隆子議員の中保育園の質問についてをお答えいたします。

今朝私、登庁するのに中保育園の前を通ってきました。自分の記憶では、あの岡本隆子議員がおっしゃる裏のところに丸石で積んだ石垣があります。もうかなり古いものでありますが、改めて見ると物すごく危険だなということを私の記憶どおりだったなど、民有地のものですから手が出せるものではありませんけれど、そういう意味も含めて中保育園への隣への移転はしないということは、理由は付け加えておきます。

そして、中児童館とのワンセットというのは、議会に対してでも説明はしてあります。早くということも望むんであれば用地を選定する際に、私は顔戸グラウンドなら中保育園はすぐ着工できますねという説明もさせていただいております。全部忘れてもらってはちょっと困りますね。最近よく感じるんですが、過去に議論したことを全部忘れている議員さんがお見えになって、非常にやりづらいです。自分の気に入った答えでなければ記憶に残さないということでは、幾ら何でも行政としては困ります。

平成28年11月の中間まとめで求められる庁舎について、ほかの公共施設の集約・複合化も見据え、庁舎整備移転と同時に建設について議論をされ、平成29年12月に新庁舎整備特別委

員会の第2次中間報告が出されたわけであります。その両方とも岡本隆子議員は全会一致の特別委員会に籍を置いておられた。写真にも写っています。これは議会だよりか何かで議長に答申をお出しになった際の全特別委員、全員の並んだ写真であります。

そういう意味で、そうした過去の決定に従い、それを信じ、用地買収の話もそれぞれの地権者にお話をさせていただいた。いわゆるゴーサインが出たということで解釈して何が間違っていたのか、私には分かりません。

ただ岡本議員、勘違いをなされてはいけないと思います。庁舎の位置を決定するには3分の2の議員の賛成が必要となります。3分の1以上の議員が反対すれば庁舎の移転条例はできない、成立しないということになります。しかし、基本的には民主主義は51%の論理で動きます。いわゆる多数決であります。岡本議員は7対4の4のほうに今お見えになると理解しておりますけれど、私は信頼できる7人の方と相談をしながら物事を決めていく、そういうことがはっきりとしている。もし気に入らないのなら7人の説得は岡本議員が一生懸命やってください。そういうことだと思います。51%が民主主義の基本です、それをお忘れにならないように。保育園にしても、児童館にしても、防災ホールにしても、51%の賛成があれば建設はできます。以上です。

[11番議員挙手]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

今51%の民主主義の基本というお言葉でしたけれども、町長は今中間報告と平成29年の第2次中間報告ですか、その件を上げられましたけれども、これは平成28年、その前ですね、御嵩町立保育園等の老朽化に伴う施設整備についてというこれは最終報告で、施設の整備方法についてはリフォームではなく新しい園舎を建設することが望ましいと、早期の建設を実現すべきであるというのが出ておまして、その前年です。その老朽化に伴う施設整備の中で、保護者にアンケート調査を行っていますね。その平成27年10月から11月です。このときに町内の保育園児、それから未就園児、幼稚園児の保護者399人から回答を得ておまして、このときに同じ場所での建て替えとリフォームと回答した人が214人います。つまり54%です。半数以上がこのときのアンケートでは、同じ場所で建て替えかリフォームというふうに言っているわけですね。

このときにすぐ建てれば、もうこれから6年たっていますから今頃できていたと思います。保育園の老朽化で建て替えが必要というときに反対する人はいません。賛成しますよ、子供たちの命がかかっているわけですから。しかし、何度も申し上げますけれども、新庁舎と保育

園・児童館は切り離して考えるべきで、私は早急に保育園について対策を講じていただきたいということを申し上げて、1点目の質問とさせていただきます。

質問します。2問目に入ります。

議長（高山由行君）

ちょっと暫時休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時31分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

次の質問に移ります。

11番（岡本隆子君）

2問目の質問に入ります。

リニア要対策土受入れの前提の協議に入るとは。

これは、5問質問いたしますのでお願いいたします。

1点目ですが、御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラムが2回終わりました。先般の2回目は1時間半の延長となりました。もちろん私は2回とも参加いたしましたが、会場に渦巻いていたのは町長への不信感と疑念だったと感じました。

私は、昨年9月定例会の一般質問で、町長が受入れ前提で協議に入ると表明されたことが不信と疑念の原因だったと考えます。あまりにも唐突な表明だったので、町民の怒りと驚きは当然のことだと思います。私は、ほかにも方法があったのではないかと思います、町長の御見解を伺います。これが1点目です。

2点目。次に、町民の間で不信と疑念を抱かせている受入れ前提で協議に入ることの趣旨、意味、解釈について、はっきりと明確にお答えくださいというのが2点目の質問です。これは何度も質問していますが、やはりしっかり町民には伝わらないということで再度質問させていただきます。

3点目です。要対策土の受入れについて、町長は解決策がないから消極的賛成であり、行き場があればそちらでやってほしいと言い続けるとおっしゃっています。そして第1回目のフォーラムで、JRは持ち出すところがないから御嵩町に置きたいと言っているのではないと明確に回答しました。確かに瑞浪市日吉では是非は別として発生土の一部を、要対策土ですね、三河湾明海地区の埋立処分場に搬入しています。また、多治見市は市内で要対策土を処分しない方針であり、要対策土は可児市の無害化処理業者に搬入することとしていることが判明いた

しました。

町長は、J Rに対して行き場があればそちらでやってほしいと言い続けるとおっしゃっており、J Rは持ち出すところがないから御嵩町に置きたいと言っているのではないと言っている以上、答えは明快です。町長はJ Rに対して明確に要対策土は持ち出してほしいということを要求すべきではないですか。これが3点目です。

4点目です。J Rは環境負荷を考えると、一番御嵩町の置場がよいと提案しています。持ち出すよりも現地で埋め立てたほうが安いからであることは明確です。御嵩町がこの提案を受け入れれば、J Rにとっては大きなメリットがありますが、町長は町と町民にとってメリットはないと議会で答弁されています。受入れ前提として協議に入る理由の一つに、リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会の一員として歴史を重ねてきたことを上げられています。多治見市も瑞浪市も、期成同盟の一員でありながら持ち出しているわけですから、期成同盟の一員であるということは理由になりません。断った場合町と町民にとって何か悪いこと、不都合なことが起こりますか。

5点目の質問です。静岡県では、静岡県盛土等の規制に関する条例が令和4年7月1日から施行されました。これにより、有害物質を含む土砂を用いて盛土はできなくなりました。遮水シートで覆うとかの問題ではなく、有害物質を含む土砂を用いての盛土自身が禁止されたわけです。そして、静岡県では、J R東海が提案している藤島発生土置場は許可されないというふうに聞いています。静岡県の条例で言えば、御嵩町の処分場計画は完全に駄目だということになります。

一方、岐阜県では、静岡県と同じく岐阜県埋立て等の規制に関する条例で、何人も、環境基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならないとしています。適用除外として道路、鉄道その他の公共の用に供する施設の整備とあります。御嵩町の場合は、盛土して埋め立てるのみであり施設の整備ではありません。条例の本質から逸脱する懸念はないのでしょうか、町長はこれをどうお考えでしょうか。

以上、リニア残土問題5点について御答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

町長からよろしいですか。

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事（田中克典君）

岡本議員から御質問5点のうち、最後5番目の質問は岐阜県の条例や規則、要綱への適用の確認が必要なものでしたので、町長に代わりまして私から答弁させていただきます。

議員からは、岐阜県埋立て等の規制に関する条例の環境基準に適合しない土砂等に係る適用除外の取扱いについて御質問いただきました。

議員御指摘の静岡県盛土等の規制に関する条例には、知事承認による例外規定がございます。静岡県と同様に、本県の岐阜県埋立て等の規制に関する条例においても、公共的団体及びこれに類する者として規則で定めるものが行う埋立て等であって生活環境の保全上必要な措置が講じられていると知事が認めるものについては、環境基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止に係る適用が除外されております。

ここで言います規則で定めるものについては、岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則から道路、鉄道、その他の公共の用に供する施設の整備（国又は県から法令に基づく指示、許可又は選定を受けたものに限る。）を行おうとする者となっております。

現時点におきましては、J R東海から町内での発生土置場に関し、同条例に基づく環境基準に適合しない土砂等の埋立て等に関する要綱による知事協議は岐阜県に提出されていないため、今後具体的な計画の内容が明らかとなり、協議書の提出があった段階で審査が行われるものと承知しております。

本町としましては、事業者であるJ R東海が本条例を確認の上、生活環境保全等の基準に即して適切に計画され、県に協議すべきものと考えます。

私からの答弁は以上とさせていただきます。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

岡本議員の御質問にお答えをいたします。

リニアについて、ほぼ一年中リニアの一般質問をされますので、今まで答弁したことばかりだと思います。少し確認をすると日本語の問題かなと思っています。前提とは前提であって確定ではない、そういうことです。

実際に今、多分初めて分かったのかもしれませんが、許可権は知事がお持ちです。私の範疇にはない、権限ではございません。私は、唐突に受入れを前提という言葉を使ったと岡本議員はおっしゃいますけれど、2年余りの間、岡本議員の不信、疑念は十分感じていました。あれだけ疑われれば本当に信頼されないんだなあということぐらいは伝わります。また、私も岡本議員には疑念を抱いております。御自身は絶対反対という言葉をお使いにならない、なぜなのか不思議です。そういう意味で、お互いさまかなあということは思っております。

残土捨場というか処理場、処分場というのは、J Rの話は前回のフォーラムでは現段階ではないという答弁をしたと思いますが、その辺りはお忘れですか。私には印象深い答えだったん

ですが、不思議に思ってみえるということは記憶にないということですか。

私、今の時代必ず反対の声はあると思います。全員賛成とか、なかなかそれは難しい話になってくると。ですから、当然あることとして反対意見の人たちの言葉をしっかりと聞くと。ただ、こういう人たちは声が大きいもんですからちゃんと届くんですよ。逆に道理が分かって仕方がないなあという人は何にもおっしゃいません。若い方から思えば、そんなのはいないものと一緒だというふうにお思いになるかもしれませんが、私はずうっと常々から申し上げているように、いわゆる一番の支持者はサイレントマジョリティー、こういう人たちをどう心に訴え、そして動いていただくか、選挙でも何でも一緒だと思っています。私は御嵩町民を信じています。御嵩町民が道理が分かるのだらうなあとか、いやいや信じられんなあなんていうことは、そういう立場で見ているわけではありませんけれど、少なくとも私と接した方は仕方がないよねという返事をされます。わざわざ私のほうから聞くことはございませんけれど、そのような方が圧倒的に多いのも事実であります。そういう事実を岡本議員も存じ上げておいていただきたいと思います。

先ほどから何か悪者をつくるような話ばかりで一方的に話が終わってしまっていますが、私は議会運営上好ましくないと思っておりますので、岡本議員、議会運営委員長さん、しっかりと考えてみてください、以上です。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

町長は全然質問に答えられていないと思います。一つも答えられていません。

1 点目ですね、もう一回言ったほうがいいですか。町長お忘れになられましたか、私が聞いたこと。ありますよね、お手元に。じゃあそれに対して答えてください、何で答えないんですか。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

なぜ答えないか、もう既に過去2年間答えっ放しです。自分の質問された内容をよく確認して質問に臨んでください。以上です。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

多分今回の質問は、町長はとても都合の悪いことを聞かれているので答えられないとおっしゃっているんじゃないですか。

例えば、持ち出すところがないから御嵩町が引き受けるというのは町長、勘違いも甚だしいですよ。JRは明確に否定しているんですよ、しかも去年の11月14日、町民との意見交換会ですか、そのときに御嵩町で出たものを御嵩で引き受けないといけないということについて、法的義務もなければ道義的責任もないというふうに言っているわけなんです。

そういった要対策土の扱い、それからさっきも言いました、これを引き受けることで御嵩町にどんな都合の悪いことが起こるのか。町民にそれをしっかり、今日傍聴者もたくさん見えますので答えてください。これを引き受けたら、もし引き受けたらです、今前提とおっしゃっていますけど、これを引き受けたらどんな不都合なことが起こるのか、まずそれを答えてください。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

不都合なことを具体的には言えません。信頼関係とかいろんなものですので、非常に抽象的な話になってしまいますので、形あるものでじゃあ不都合なことなどということは想像ではこの場では言えませんので、そこをお聞きになっても無理だと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

なかなか答えていただけないので一つずつ聞いていきます。

まず、その疑念と町長へと不信感が渦巻いている原因として、町長の令和3年9月の一般質問の答弁ですね。要対策土の受入れを前提としてJR側と協議に入るということで、8項目その理由を上げられています。

その中で1つ目、自然由来の土であること。自然由来の土であっても有害なものは有害なんです。外に出てきて空気と触れれば、そして雨が降って有害なものが溶け出す、そういうことがあるわけですから、自然由来の土地であることというのは理由になりません。

2つ目、御嵩町の工区から発生する土であること。これも先ほど言ったように御嵩町から出た土であっても、これは民間が出した土です。JRも先ほども紹介したように、御嵩町で出たものを御嵩で引き受けるといけないなんていうことは、法的義務も道義的責任もないと言って

います。

それから3番目、産廃問題のとき、産業廃棄物処分場の際、町長はなぜ全国の廃棄物を御嵩でと疑問を呈した、そういう意味で論理には整合性を持たなければいけないというふうにおっしゃっていますが、産廃のときの一番の問題は環境保護ということです。水源地を守らなくてはならない、下流域の水源地を守る、それが一番だったんです。ですから、今回水源地を守るということ言えば、可児川の上流に要対策土を埋めるということですから、これはとんでもない環境汚染です。

それから、4番目、反対の声はあれど解決策はない、私の立場も消極的賛成です。こういうふうにおっしゃっていますが、解決策はあります。瑞浪市も多治見市もよそへ持ち出しています。解決策はある。

それから、5番目、当初より、これは町民に判断を委ねる性質の問題ではないと考えてきた。これは町長は、これはすごく大事なことだと思うんです、町民に判断を委ねる性質のものじゃない。最初は町民と相談する、町民に説明をするとおっしゃっていたのが突然こういうことを言われるようになりました。何か都合の悪いことがあったんでしょうか、これも全くおかしいと思います。

それから、6番目、町長が一番言ってみえる専門家と話ができ一定の理解と納得ができたこと。専門家とは、リニア中央新幹線事業に直接関わっていない地盤工学、水環境学、土壌環境学の先生方ですというふうにおっしゃっておられましたが、これは町長だけが納得しただけで私たちはこの中身のことを分かりません。そして、どこのどなたがこういうことをおっしゃったのかも町長はおっしゃいませんので、これは全く理解できないことです。町長のこれは独断と言えます。

それから、7番目、御嵩町は昭和53年、原町政の時代からリニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟の会の一員として歴史を重ねてきたことと、これを7番目の理由に上げてみえますが、これはリニア期成同盟の一員であっても、多治見市や瑞浪市は持ち出しています。ですから、これは受入れ前提とする理由にはなりません。

それから8番は、岐阜県期成同盟において説明会などスケジュールありきではなくとの知事の発言がありました。また、決議6項目めで発生土に関連し、工事の安全対策に万全を尽くすとともに、沿線自治体及び住民に対して丁寧な説明及び情報提供に努めること、これについては決議されたこととあります、これについてはいいです。

ですから、町長が受入れ前提とした8項目のうちの7項目が納得していません、町民は。だから、ああいうふうな疑問と懸念でいっぱいになるわけです。そこところが町長、お分かりになっていないんじゃないですか。だから、ここをちゃんと説明しないと安全性、次に進めま

せんよ。町長の見解を求めます。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

産廃の話が出てきましたが、私、岡本議員、産廃に取り組む大先輩だということを忘れてもらっては困ります。あなた方は後から入ってきた環境家の人たちだということをお忘れになってはいけないと思います。最初の柳川さんの選挙のときには、あなた方は応援すらしてくれなかった、会いもしてくれなかった、そういう立場であったと思います。住民投票のときも、直接請求人についても非常に宙に浮いた状態になってしまったこと、そういう様々なことは解決はしていきまされたけれど、そうそう大きな顔をして言ってもらっては困ります。

自然由来というのは、いろいろ考え方が変わってきます。私は、土を多少扱う仕事もしておりましたのでよく分からないでもないんですが、そのエリアから出したくないというやり方をします。一般住宅ですから大した土が出るわけではありません。盛土をするときもありますし、そのままならすときもありますけれど、現状より低く造るということは家の場合はありませんので、大抵はプラスアルファ、もしくは基礎を打つために掘り出した土をその周りで大体敷均していくという方法を取ります。それは安全なものかそうではないのかは分かりません。工事について言うんなら、やはり直近で処分したいというのは業者の心理だわなあということによく分かります。土を扱う人間は全てお分かりになると思っています。その中で、人間がつくり出したいわゆる有害物質ではなく掘ってみたら出てきたと、逆に言えば、それを調査するということをするようになっただけでもかなり環境問題に全体的に厳しくなってきたと、そういう感覚で、いいことだなということを思っています。

発端は可児市の件でありましたけれど、あれまでは何の問題もなく普通に埋めていただけでありますので、その場で埋めたり、どこかへ運んで埋めたりということをしておりましてけれど、さすがにあのときは皆がびっくりしましたので、そこから岐阜県の条例等々もつくり上げられていった、要綱等々も厳しくなってきたというふうに解釈をしております。

自然由来については、まだまだ歴史が浅いものがありますので、御嵩町としては、今の科学技術で考えられる最良の方法で処理をしていくということかなと思っています。ただ、30年、50年の間には、意外に簡単に無害化処理ができるような時代は来るのかもしれない。そうなったらそうなったでやってくださいというだけの話であります。

これは、もし受け入れるとしたら、協定など厳しいものをつくっていかねばいけませんので、何が心配か、信用できないではなく、何が心配なのかをきちんと議論していくのが正しい方法だと思っています。解決策はあるとしたら御嵩町外へ持ち出すということでしょうが、

産廃問題で全国から受け入れるのは嫌だといった立場上、じゃあ御嵩の土も嫌だから持って
いってくれというのなかなか筋道としては、ロジックとしては成り立たせにくい話だと思
います。

この問題は、町民の判断をいただくものでもないと言ったのは難しいからです。非常に難
しい。全部賛成か反対、右から左へぼんと分かれてくれればいいんですけど、みんな反対だ
と思いますよ、基本的には。だけれど、先ほど言ったように、道理が分かってくるとそんなこ
とも言っていられないなあと非常に迷う事案であるということです。反対とはっきりされてい
る方は、それはそれですばらしいことだと思います。岡本議員は反対とも何とも言ってみえな
いんで、まだ私には伝わってきていないということでもあります。

専門家の話が出ましたが、専門家を探すのは大変でした。J R 東海の事業に関わっていない
専門家、ただし、どこの誰だか名前は明かさなくてくれというのが条件であります。今の
フォーラムに出席していただいている先生方もそうです。本当に探してJ R 東海の、リニア中
央新幹線の事業に関わっていない先生を集めさせていただいたと、どちらにもくみしない方
だと私は思っておりますけれど、そういう立場の方って全国に非常に少ないんですよ。優秀かそ
うではないかについては何回かは質問に答えられていますので、しっかりとした研究をしてお
られるなということ十分私は感じていますので、ある種信頼に値する答弁をされているとい
うふうに評価しております。

多治見市、瑞浪市が一部海のほうに処理をする場があって、そこへ持っていったという話で、
今はJ R 東海はないと言っている。それは、前回のフォーラムでJ R 東海がそう言っているん
ですから、どこか民有地で御嵩町でも何でも誰か山をお売りになって、知らないうちにそこが
捨場になるということもなきにしもあらずでしょうが、むしろこうやって議論ができるのは町
有地が含まれているということだと思います。

次に進むことはできない、私になぜだなぜだと、私は、理由はちゃんと述べたつもりであり
ます。専門家の話については、なぜ言わなかったのか。こうしたフォーラムをやることにつ
いて、フォーラムの中で私も気がつかないようなことが論じられれば、それを基に協定が結
ぶかどうか、そういうことを明らかにしていく場だと私は思っていますので、私に方向転換し
たのはけしからんとか、受入れを前提に前提にとはどういう意味だと、そればかりの質問
では何にも、駄目とするための建設的な意見の集約もできないですし、結論はなかなか求
めることはできないというか、あつという間に人を責めているだけで終わってしまうとい
うふうに思いますので、ぜひもう少し冷静になって聞くべきことを聞いていただきたいとい
うふうに思います。以上です。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

今町長は、瑞浪市が海洋、海に埋め立てているというところで、もうそれは終わったというふうに、これは J R からお聞きになったということなのですが、これ……。

町長（渡邊公夫君）

フォーラムで言ったじゃないですか。

11 番（岡本隆子君）

それで、愛知県のこの海洋埋立てですね、これをちょっと調べてみましたけれども、株式会社総合開発機構という会社が行っていて、明海の埋立てですね、これ 5 期計画のうち 1 期が完了しただけなんですね。ですから受入れ余地はあると聞いています。町長もそういったことを御自分でもお調べになったらどうなんですか。J R がもうこうやって言っていたから、じゃあもう受入れがないんだと、じゃあ J R に言ってももう持ち出してもらえない、そんなことではなくというふうに思います。

すみません、ちょっと再質問の中で参事にお聞きしたいことがありますので、お願いいたします。

先ほどの今後具体的な計画が出てから審査するという事なんですね、県条例については。そこで今後の流れと条例との関わりといいますか、今後環境影響検討書を出すということでもありますけれども、今後の流れを教えてくださいということと、それからフォーラムでたくさん質問が出ていると思います。それについて、1 回目はきちっと質問と答えというふうに書いていただいてとても分かりやすかったと思うんですが、2 回目のものはそれがなかったので、やはり会場で出たもの、それから文書で事前に出したものも含めて、全て質問と回答を文書で明らかにして配っていただけたらと思いますので、そのことについて 2 点、参事のほうへ答弁をお願いいたします。

議長（高山由行君）

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事（田中克典君）

議員から 2 点、御質問いただきました。

まず 1 点目のほうです。今後の流れのほうですが、8 月 11 日に開催した第 2 回御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラムにおいて、J R 東海から環境に関わる法令手続の進め方として環境影響検討書の提出について説明されたところです。この手続は、J R 東海が岐阜県に対して行うものですが、御嵩町としましても県に必要な意見をしっかりと述べてまいります。

また、環境影響評価に関する一連の手続とは別に、土砂等の埋立て等に関する土壌汚染及び災害の発生を未然に防止するため、岐阜県埋立て条例に基づく手続が必要になると考えます。

J R 東海からは、埋立て条例に関する手続は環境影響評価に関する一連の手続を終了して、土砂等の埋立てについて具体的な計画段階になってから行うとお聞きしております。この埋立て条例に基づく手続の中で、環境基準に適合しない土砂等の埋立て、いわゆる要対策土であります。要対策土の置場計画について協議が行われることになると考えております。

いずれにしても、これらの手続は J R 東海が県に対して行うものになりますので、町としましてはその動向を注視するとともに、現在はこれらの手続の前の段階であります。本町としての意見をしっかりと伝えていくためにも、フォーラムを通じて計画の妥当性や安全性を独自に確認していきたいと考えております。

続いて、2 点目に御質問いただきました事前質問など質問については、文書で公開、配付をしていただきたいというような御質問だったと思います。

いただいた御質問については J R 東海と共有し、町はもちろんのこと、J R 東海にもその場でお答えできるものや説明資料に反映できるものについては反映させて答えてもらうようにしております。一方で、技術的な課題など検討を要するものや、今後のテーマに沿ったものについては、次回以降のフォーラムの中で説明または回答するようにしております。

議員から御指摘のありましたどのような質問がされたのか、それが分かるようにということにつきましては、皆様にご知っていただく上で重要なことと存じますので、どのタイミングで説明または回答する予定であるとか、そこも含めまして、ともに公開をしてまいりたいと考えております。以上です。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

今御回答の中で、独自に調査をするというふうにおっしゃいましたけれども、これはフォーラムのところで、フォーラムでいろんなそれぞれの分野の専門家がいらっしゃいますので、町としてその専門家の方々に質問するとか、そういうことはお考えでしょうか。

議長（高山由行君）

企画調整担当参事 田中克典君。

企画調整担当参事（田中克典君）

町としましては、質問のほうはしていきたいというふうに考えております。また、専門家の先生から御質問や御提案が J R のほうにありました件につきましても、町としてもその部分が

確認していくべきことについては、確認をしていきたいと考えております。

[11 番議員挙手]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。フォーラムについてのその質問等、全部その場といいますか、回答できないとしても、とにかく公開していただくということでよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高山由行君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は 14 時 25 分とします。

午後 2 時 08 分 休憩

午後 2 時 25 分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5 番 安藤信治君。

5 番（安藤信治君）

やっと出番が回ってきましたので、やらせていただきたいと思います。

新庁舎等建設用地の買収が今になってもできない状況です。これは、県の農地転用の許可がいまだに下りてこないことが原因です。私は、我々議員 11 名の新庁舎建設に対する思いや考え方がいつの頃からか分かれてしまったことが影響していると考えております。

新庁舎建設にいち早く御理解をいただいた土地所有者の皆さん、中保育所の指定管理者として、新たに保育園を建設するための準備をされている杉山第三学園及び保護者の皆さんには、大変不愉快な思いをおかけしておりますこと、早期建設を推進する立場の一議員として、この場をお借りして深くおわび申し上げます。

質問に入る前に、この場におられる皆さんに申し上げておきます。今、私が今ここに立っている現庁舎ですね、これは昭和 54 年に完成しました。当時は私も若く、職員として新しい事務所で仕事ができることに感激し、単純に喜んでいました。この庁舎が建設当時、仮の庁舎という声をよく耳にしてきました。続けざまに、立派過ぎる中地区公民館が地区公民館として建設されました。しかし、建ったばかりの庁舎が仮庁舎、中地区の立派過ぎる地区公民館が私に

は不思議でなりませんでした。昭和 33 年の昭和の大合併から根強く残っていた地区意識が色濃く反映された妥協の中で決められてきたようです。例えば、場所の選定については、中地区に限りなく近い御嵩地内で、そんなようなことでこの地に庁舎が決められたようです。その代わりに、当時立派過ぎる中地区公民館、これを建てるということ、すなわちこれが条件になっており、すなわち政争の具にされて決められたものであったようであります。

三十数年が経過し、改築時期を迎えた現在、この場所に建てられた庁舎がまちづくりや周囲の活性化、市街化形成など、町の発展にどのように町のシンボルとして貢献してきたのでしょうか。もし、当時の方が御存命なら、当時の関係者がおられたら、妥協の産物として建てられたこの庁舎について、ぜひ感想を聞いてみたいところであります。

平成 27 年度から、新庁舎特別委員会に私は進んで加わり、議員として関われることに誇りを持っていました。委員会では、昔からの四地区意識、執権者等との利害関係、自身の議員としての保身等そういった邪念を全て意識の中から除き去り、全く白紙の状態に取り組むことを 7 人の委員で確認し、議論を重ねてきました。結果、移設して新築から始まり、バイパスエリアが他の候補地より優位性が高いと評価し、議長報告をしてきました。これを受けた町長が、その報告に倣い、バイパスエリアで新庁舎建設を議会と一丸となって進め、現在に至っています。

町長は、就任以来こつこつと新庁舎建設基金を積み立て、これを議会がその都度認め、現在では 26 億 3,000 万円が積み立てられ、堅固な財政基盤が築き上げられていると私は思っております。渡邊町長の思いつきや、独りよがりで行った建設事業ではありません。議会も全員一緒になって、財政基盤を強化し、今が好機として慎重に始めた事業です。あくまでも、概算ではありますが、伏見小学校大改修事業を含む建設事業費の綿密な財政シミュレーションも、議会に示されています。78 億円の庁舎建設費が、将来の財政を窮地に追い込むようなことにはならないことは、議員全員がその時点で既に承知していることだと私は思っていました。

この新庁舎建設は、御嵩町の 20 年、30 年先の未来を見据えた、可能性への投資でもありません。この 7 人の中に、伏屋議員、岡本議員、今庁舎建設の白紙撤回を求める 2 人の議員も参加されて、その当時は、率先して積極的に議論に加わり、結論づけてこられました。ほかの議員 4 名は、委員会には加わっておりませんでしたので、議論の経過、結果をその都度報告し、異論もなく、議員全員の同意の下に議長報告をしてきました。

以上の経過を御認識の上、私の質問をお聞き願いたいと思います。

もう一つ、平成 30 年 2 月 15 日の議会日より、新庁舎移転候補地を評価 21 号バイパスエリアへということで、7 人の議員がこういうことを進めるということで進めてきて、写真も載っております。こういうことも含めて、これ以降の私の質問内容をお聞き願いたいと思います。

先ほど、伏屋議員のほうから、白紙撤回、新庁舎の透明性の確保に係る議員連盟4人の方、谷口、岡本、伏屋、福井議員の名前で、8月29日付で御嵩町庁舎移転の白紙撤回を求める声明というものが出されております。これについて初めて、私は反対理由といたしますか、そういった私たちがそういう白紙撤回を求めるという理由が3点、初めて示されました。非常にちょっと分かりにくい表現で申し訳なかった。私なりに要約してみたんですけど、財政的には78億円の建設事業がもたらす将来的な健全財政の懸念、それからもう一点が、浸水調整区域内に防災拠点を設置することへの懸念。懸念、懸念です。を2つ理由を打ち上げています。1、2点目は先ほど町長のほうから答弁いただいておりますので、あえて私もここでは反論も何もありませんが、特に3点目、先ほど伏屋議員はさりげなく読まれたみたいですけど、ここに非常に大変なことが書いてあります。

読み上げますと、予定地の一部が寺本副町長の所有地であったことです。寺本副町長は、渡邊町長の忠実な部下であり、裏方のトップとして新庁舎移転計画に伴う用地取得を推進してきた本人です。その本人が、自己名義の土地を御嵩町に買受けさせる計画を作成していたことが明らかになりました。この事実は、最近まで明らかにされませんでした。少なくとも、寺本副町長は利害関係のある当事者であり、妥当性に著しい疑問があります。先ほどの2点は懸念ですね、今度は疑問。この3点が白紙撤回の理由になっております。

平成27年に発足した特別委員会では、候補地の地権者が誰であるか、どの候補地のどの部分の地権者かといった個人情報には一切触れないで、あえて知らないで、当時知りたいという議員自体も一人もいなく、御嵩町の将来を夢見ながら、純粋な気持ちで議論し、岡本議員、伏屋議員を含む7人全員の合意の下に結論を導き出してきました。議員が地権者を知らないのは当然のことです。私自身も、新庁舎予定地の地権者の情報は一切持っておりません。積極的に聞こうと思ったこともありません。むしろ、寺本副町長が地権者の一人であるとの情報がどういう経路から知り得たことなのか、そのほうが不思議でなりません。この記述を読みますと、あたかも寺本副町長が、その立場を利用してバイパスエリアにある自分の所有する農地を町に買い取らせるような計画を作成していた、何か不正があったような誤解を受けそうな、曖昧な表現。言い換えれば、狡猾で巧妙な表現がしてあります。実名を載せた以上、寺本副町長の名誉に関わることです。議員連盟の4人は、寺本副町長に対する曖昧な記述から推測される、妥当性に著しい疑問があるという表現を事実として白紙撤回の理由の一つに上げられ、公表しております。地権者の一人でしかない寺本副町長のどんな点に、妥当性に著しく疑問に思ったのか。どんな事実に基づいて、妥当性に疑問を持ったのか。白紙撤回を求める要因の一つに上げた理由の説明を逃れることは、絶対できないのではないですか。この件についても、弁護士との相談といったことになるのでしょうか。

御嵩の人たちの言い方に、皆さん御存じと思いますが、そういった言い方をすれば、著しい疑問があるげな、いわゆる「げなげな話」であったでは断じて許されることではありません。妥当性云々の事実関係等について、明確な説明責任を果たせないようなら、決して許されることではありません。私は御嵩町議会の一因として、これまで4人の行動や発言について、誤ったことがあれば決してうやむやにする、そして済ませる気持ちは毛頭ありません。他の白紙撤回を求める2点の内容についても、いろいろ私なりの異論がありますが、この4人が、信念に基づいて、新庁舎に反対し、白紙撤回を求める声明を出した以上、谷口、岡本、伏屋、福井議員は、その信念に基づく信念の根拠を関係者はもちろんのこと、議会、町民に明確に説明すべきです。

この白紙撤回を求める声明は、4人の覚悟が試されるための声明であることをいま一度自覚すべきです。また、弁護士と相談してからという言葉が返ってきそうですが、今までの弁護士を介しての文章を持ってさえすれば、自分たち4人の正当性を貫ける、あるいは責任が回避できると考えておられるなら、大きな勘違いであります。弁護士の介入は、その場しのぎの何物でもありません。関係者等が求める反対理由の説明は、弁護士からの通知書等の中には何も触れられていません。あえて説明できないだけなのか、説明できないから弁護士を介して説明を拒んでいるだけなのか。通知書、回答書、紹介書の類には、ただ単に地権者関係者からの説明責任の求めに応じられない理由、拒む理由を町長や議長などのせいにした記述が一方的に述べられているだけです。今回の声明文の文末に、チェック機能を十分果たせなかった私たち議員の責任でもありますことを素直に認め云々の記述があります。最後に、反省、謝罪、町民本位の町政への実現の誓いで終わっています。白紙撤回後の新庁舎等建設計画ないし、耐震化、中保育園の耐震化、これは新築も含むのですが、地権者等への対応等々、白紙撤回すれば多くの課題、問題、処理事項が発生することは確実です。

それらの対応等も何もなしに、ただ、単に白紙撤回を求めても、誰からの理解も得られないことを承知の上で、この声明を出されたとは私は推察しています。そもそも4人は、目指す方向性などが全く違うのではないですか。ただ、白紙撤回を求め、事後策はおいおい考えればいいなんていう安易な考えで出されたものではないことを私は祈っております。

実名で町長名、実名で寺本副町長の名前を上げた、このことに関しては、先ほど町長の答弁のほうがありましたので、このことに対してお聞きしようと思ったんですけど、この点については結構でございます。

それから第2点、質問の第2点ですが、昨年12月定例会に新庁舎等の用地購入費1億9,129万4,000円を含む一般会計補正予算が計上され、議決されています。採決は、賛成5、反対5の同数であったため、議長の賛成で辛うじて本補正予算が成立しております。私は、こ

のとき初めて新庁舎等の建設に本気で反対の意を唱える議員があることを知り、愕然としました。

今年の3月の第1回定例会に上程された令和4年度一般会計当初予算には、事業期間を含む令和4年度から令和7年度までとする新庁舎等整備事業費49億円の債務負担行為が含まれていました。その審査は、総務建設産業常任委員会に付託され、賛成3人、反対2人で可決すべきものと決定され、本会議において委員長がその旨を報告しています。本会議の採決では、賛成6人、反対4人という採決で、辛うじて可決に至っております。本来、反対した議員4人は新庁舎建設等に関する予算部分の修正案を出し、その案が認められたらその部分だけ反対すべきでした。この修正案もなしに、平成4年度の最も重要とされる当初予算案の全てに反対したことは、後先を何も考えない、ただ反対することだけが目的の、私に言わせれば暴挙であり、岡本議員、伏屋議員、福井議員、谷口議員、この4名の議員の方は、御嵩町議会の運営ルールを無視した迷走の始まりだと私は思っております。

また、同じ12月、第4回定例会において、今年の4月1日から来年の3月31日までの1年間を指定管理期間とし、引き続き学校法人杉山第三学園を中保育園の指定管理者とする議案が上程されました。これも、誰の反対もなく全会一致で可決されております。指定管理に応募する条件の中には、新設の保育園の整備運営は民設民営方式による。御嵩町が指定する場所及び指定する時期に新設整備し、保育運営を行うことができる事業者であることが募集要領に明示されておる。

杉山第三学園としては、当然、当時の行政の状況を見れば、バイパスエリアで新庁舎建設用地と一緒に確保される予定の中保育園用地に合わせた準備を今日までしてこられています。反対される議員4人の中には、今頃になって新庁舎建設と中保育所の整備を一緒にした渡邊町政の保育施策は間違いであった、新庁舎と保育園は別に考えるべき、保育園は別の場所に建てるべきという考えを唱える議員がおられます。平成27年に7名の議員により設置された新庁舎特別委員会は、最終的にその移転先を21号バイパスエリアでの新築といった内容を全会一致で議長に報告しています。これを受けた町は、バイパスエリアの新庁舎の建設予定を逐次上程し、私たち議会も、昨年12月以前までは関連予算全てを全会一致で賛成してきました。その議決責任の全てを無視するかのような4人の議員の変わりようは、全くもって理解できません。そしてまた、決して容認できるものでもありませんと私は考えております。

新庁舎をバイパスエリアへ移転するには、地方自治法に定める御嵩町の事務所の位置を変更する条例の制定が必要になります。この制定には、議員の3分の2以上の同意が必要とされています。位置条例の特別議決とも言われ、現在の御嵩町議会は11名で、これを制定するには8名以上の同意が必要とされるものです。農地転用許可を所管する岐阜県農政部農村振興課は、

新庁舎の建設予定地での農地法第5条の農地転用申請の許可に当たり、農地転用許可の審査に必要な範囲での転用事業の確実性を満たすための要件を確認する目的で、御嵩町の事務所、すなわち庁舎の位置を変更する条例の制定予定時期、それから3分の2以上の賛成を要するいわゆる事務所移転の特別見込の見込み、見込みについて確認してきました。

県のやり取りの中で、位置条例制定の時期は令和6年6月議会に上程する予定と町は回答し、県はこれを了承しています。特別議決の見込みについては、県は令和3年12月第4回定例会での一般質問の議事録に着目し、その中に、いま一度立ち止まって考え直してはどうか。健全な行財政運営の見通しといった観点からの質問内容、あるいは用地を含む補正予算が可否同数となり、議長の裁決で可決されていることを問題とし、こんな状況において事務所の位置を変更する条例の制定に当たり、特別議決の要件を満たすことができる見込みはありますか。あれば、その根拠を説明してくださいという内容の確認を求めてきました。

しかし、我々11名の議員の任期は、来年、令和5年7月までです。その先の令和6年6月議会に今いる議員がどれだけ残っているか。3分の2以上の賛成が必要とされる御嵩町の位置条例の特別議決の見込みを今ある議員に求め、その結果が3分の2に満たないからといって、農地転用の許可を下ろさないという県の姿勢には大きな違和感を覚え、県知事が許可権者であるにもかかわらず、何か別の意思が働いているのではないかと邪推してしまうのは、私だけでしょうか。

今、仮に議員の3分の2が位置条例制定の特別議決の見込みに同意し、県の農地転用許可が下りたと仮定したとき、速やかに建設予定地が買収され、造成等の附帯工事が着実に進められ、粛々と新庁舎等の建設は完成に向けて進むはずですが、そんな状況が予測される中であっても、先の令和6年6月に事務所の位置を変更する条例案が上程したとします。改選後の新たな議員構成や、議員個々の考え方、思惑次第で3分の2以上の同意が得られない可能性もあるのではないのでしょうか。県が今求めている農地転用許可の審査に必要な範囲での転用事業の確実性という要件を満たす特別議決の見込みは、転用事業の確実性の確認に何の担保になるのでしょうか。私は、県が町や議会に今この段階で特別議決の見込みを求めること自体、大きな疑問を抱くことを禁じ得ません。県がどこを見て、何のためにこれを求めてきているのか、いまだに私は理解できません。この点について、ぜひこの私の述べましたことについて、是非も含め、町長の見解を求めたいと思います。

3点目ですが、御嵩町から位置条例制定見込みという確認事項に応えるため、5月25日に全員協議会を開催し、バイパスエリアへの移転について賛否を確認しました。明確に反対した議員は1名のみで、昨年12月の用地予算に反対した議員についても、移転先には反対しないということでした。町はこの結果を県に報告し、位置条例の特別議決の制定に当たっては、3

分の2以上の同意が得られる見込みであると考え、この事実を証明するため、同協議会の資料と会議録を県に提出しております。

しかし、5月25日の全員協議会から時を置かずして、5月27日に、これは急遽立ち上げたと思われる議員4名から成る新庁舎の透明性の確保に係る議員連盟が、県農政部宛てに要望書なるものを提出しました。その文末に、私たち新庁舎の透明性の確保に係る議員連盟4名は、事務所移転の特別議決には反対です。どうか私たちの意をお酌みくださいますよう要望します。どうか私たちの意をお酌みくださいますよう要望しますという曖昧な表現の内容が述べられていました。

この要望書なるものは、農地転用の許可権者である県に対して、何を求めるために提出した文書なのかを4人に問い正しました。その答えが、県に何かを求めるためのものではない、まして、県に農地転用の不許可を要望するものでもない。ただ、この文書を見て県がどのように考え、どのように扱うかはあくまで県が判断することで、我々4人は、ただこの要望書を出しただけであるというような、曖昧で無責任とも言えるような返事が返ってきただけでした。

この要望書を受け取った県は、4名の議員が特別議決に反対との明記がされており、御嵩町の5月25日の全員協議会の会議記録による回答と符合しない。あのときは、1名の反対しかなかったということです。符合しないのは当然のことです。このような状況の中で、当該条例の制定に当たり、必要となる特別議決の要件を満たすことができる見込みはありますか。転用事業者として、これは町のことで、責任ある回答をされるようお願いするという再確認事項が町に示され、その特別議決の見込みについては、何ら進展を見ないままで今日に至っています。

新庁舎候補地の農振除外申請、これは下ろされております。農地転用申請も、御嵩町農業委員会が適当と認めて進達しておるにもかかわらず、いまだに事務所移転の特別議決見込みを理由に許可を下ろしてこないことに対して、私は、御嵩町農業委員会はその意思が全く尊重されていないことに抗議してさえいいと思っております。なぜ御嵩町農業委員会が認めた新庁舎候補地の転用申請の許可が県から下りてこないのでしょうか。今後、庁舎移転の特別議決に反対している4人の1人でも考え方を覚えてくれない限り、いずれ県は御嵩町の農地転用申請を不許可とする判断をすることになりかねません。万が一県の農地転用申請が不許可となり、バイパスエリアでの新庁舎等の建設ができなくなった局面を迎える事態になったとき、御嵩町の行政、財政はどのような状況に陥ってしまうのか。どのような損害を被り、誰がどのような責任を負うのか等々について、町長は、どのように考えておられるか。以上、2点について町長の見解を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（高山由行君）

執行部の答弁を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

安藤信治議員の質問にお答えをしたいと思います。

私にとってみれば、今日の質問の中で一番ストレスがたまらなかった。ほかの7人の議員さんの思いも詰まった質問であったかと思えます。意味不明であります。今、御嵩町議会は11人、1人欠員であります。欠員となった加藤保郎議員がもし生きてお見えになって、そういう筋の通らないことはする人ではありませんでしたので、7が8になって、それでも4人の方はやっぱり反対したのかなあと考えると、そうではないだろうなと思ってしまうのは、あまりにも理由も全てが軽いからであります。議決というものが、どのくらい重いものなのか、行政はそれによって動いていくということも、あまり意識してお見えにならないだろうというふうには思えます。そういう意味では、多数の者の額に汗し、いろいろ動いて来た者の代弁をしていただけのような気がしております。ありがとうございます。

この世には、目立って手柄を上げたいというそういう人が本当に多いということが身にしみて今分かってきています。私自身は、議員当時も手柄を立てて票を取ろうなんてことは思ったことはなくて、1期目、2期目、3期目と全て票が減っていったという経験をしています。安藤議員も多分その辺りは、自分ももともと行政マンであったということで、手柄を欲しくて町議になっているわけではないと思えますし、選挙をそれほど意識した議員活動をしてみえるわけではない。もし、手柄を欲しくて議員活動をするのであれば、御嵩地区から庁舎を動かしてはならない。私はそう言っても不思議ではない立場だと思っています。そういう意味では。フラットな感覚で、これから将来の御嵩町のことを考えてくれた上で場所決定をしていただいたということは、大変うれしく思っておりますし、逆に、私の轍を踏むような支持者が減るようなことがあってはいけないなあとということを思っております。

今後、もし駄目であるなら、何が起きるのかを4人の方はちゃんと想定しておられるんでしょうか。試算であります。今までも議会がほぼ全会一致で認めてきて、使ったお金というのはおおよそ6億5,000万円ぐらいです。これが全てなくなるということでもありますし、これから計画を全てしまっていくには、その倍、それくらいかかると。十数億円合計で御嵩町は損失をするということです。そういうことを考えてきたのかということも含めて、私は軽率だと思っております。私たちは、行政として議会の皆さんが通らなければ動きません。用地買収にお金を使っていませんので、そのまま繰り越しになっていますけど、上下水道、用排水路、全てやってきたことでもあります。それら設計書、計画書、それら全てお金が動いている話でありますので、それが6億5,000万円に達しているということです。倍と言いましたので、合計

13 億円くらいは御嵩町は何もなしに失うということになるかと思えます。

まず私自身が議会議員の経験もありますので、自ら考え、また実践してきたことについて申し上げます。特別委員会の設置は目的を定めてされるものであります。設置目的、人選に異議がなければ、全員が特別委員にげたを預けたということになると思えます。そう理解して、私も特別委員会設置というものを、議員として関わってきた経緯もごさいます。また、その委員長報告、最終報告がされた際に、質疑も異議もなければ、それが議会の総意であるところのように解釈しております。

現在の新庁舎について、第 1 期の特別委員会では、新築、移転、先ほどの安藤議員のおっしゃったような地権者の情報など何もなしに、それらを集約して保育園、児童館、集約して移転場所、これらについて最終結論として報告されております。その上で、議員の顔ぶれが変わりましたので、今度は特別委員会も全員でということになった。しかし、そこでは場所についても集約についても議論はされていないと私自身は解釈しております。なぜなら、第一に特別委員会でもう決まったことで、御嵩町議会としては方向性が定まっているということであろうと。その第 2 期の特別委員会は、建設ありき、それを前提として、私も議員の皆さんに聞いたはずです。議会の関連は全て議会で決めてください。図面上、どうぞ御自由に、これだけのスペースです。議会の皆さんでそれらを決めていただいたと記憶しております。これら全て、議会の決定事項だと思っております。この庁舎に決まったいわゆる前段部分でありました中公民館の建設の経緯も、私はよく知っています。当時、私の父が議員をやっておりましたので、全部聞いています。よく知っています。当初予定されていたのは、中地区の議員が中心となって新しくできた V ドラッグですか、ドラッグストア、パローのところですが、あのドラッグストアの東に新庁舎を造ると。これは、昭和の合併をしたことによって庁舎が手狭になったということからこのような庁舎を造る予定でいたと。結果的に、御嵩地域から出てはいけないという何か不思議なことで、ここに建設が決まった、妥協の産物というのは事実です。その代わり、中の公民館はもっと立派なやつを造ってやると、当時原町長がおっしゃったようであります。

私自身は、もし最初案が通っていたら、御嵩町の発展の仕方も違っていただかないかなあと今さらながら思っているところであります。先ほど質問いただきましたので、急遽答えさせていただきましたが、この紙 1 枚分を答えているだけでありますのでもう少し副町長の土地の件について説明を申し上げます。

私たち行政は、議会を今の 21 号バイパスエリアに誘導したわけではないというのは、安藤議員はよく御存じのはずです。私は議会に対して、こういった 2 つの候補地以外にも、適切な用地があれば、議会の皆さんで選択していただいて、そこも加えて議論していただきたい。そう申し上げた、多分特別委員会の議事録にも残っていると思えます。

私も、副町長に対して陰でバイパス地域に決まるよう自分の農地が含まれるように仕組んだわけではないだろう、堂々としていればいいよということを申し上げていたところです。これは安藤議員もよく御存じだと思いますけれど、地元で生まれ育ち、役場職員になった者にはありがちな話であります。まず、長男であり、跡取りであり、家も農地も継ぐ。しかし、現金を稼ぐには、農地を守っていくわけでありましてけれど、日々の日銭はいるわけですので、日銭を稼ぐと言いますか現金を稼ぐためには、当時は役場か農協。これはまあ理想的と言われている。そういう意味では、役場の職員が公共の用地に提供しなければいけないという局面は、かつて非常に多くあったと私は記憶しております。道路なんかは本当にぽんと線が引かれりゃそれで決まりですので、協力せざるを得ないという立場になっていきます。そういう意味では、それほど珍しい話ではございません。また、公にさらされて副町長が糾弾されるような事案ではないというのも、気の毒だなあと私は思っています。私は農地も余分な土地は持っていませんので、本当にかわいそうなことをしているなあということ、今も思っております。

じゃあ、議会の皆さんは、それを知っていたら 21 号バイパスエリアは選択しなかったのか。私は多分されると思います。副町長が嫌だと言え、わがまま言うなと議会からお叱りを受けたぐらいだろうと思っております。先ほども申し上げたように、ぜひプライバシーと人権は守っていただきたい。そう希望しておきます。

2点目の質問、今、杉山第三学園を心配しているのは、令和5年度以降、本当に中保育園の指定管理者となっただけかであります。もし手を引かれたら御嵩町はどうしたらいいんでしょう。来年の話ですよ、来年から子どもたちが通う保育園、運営者はどうなるんです。そういう心配をしたことがあるのかということです。ぜひそういうことも考えて、後は行政に任せただけではなくて、これは議会の問題ですから、議会がしっかりと議論をしていただきたいと思っております。

透明性に欠ける人は、透明性を求めるというのは、私不思議でならないんです。この件に関してしっかりと説明責任を果たしていないのは、透明性を求めている方々のほうであります。幾ら水が綺麗でも、水中眼鏡が汚れていたら透明性は確保できない。そういうことであろうかと思えます。そのほかは元農林課長の経験もある安藤議員仰せのとおりであります。以上であります。

[5番議員挙手]

議長（高山由行君）

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

御答弁ありがとうございました。

この場で、ちょっと先ほど伏屋議員も声明を発表されたようですが、私もちょっと申し述べておきたいことがありますので、これはまあ町長に関連することでありますので、後で答弁はあえて求めませんが、今までの経過みたいなものをちょっとお話ししたいと思います。その後ちょっと最後に私の……。

まず最初に、前代未聞というか例があるのかどうか分からないですけど、会議に出るか出ないかということ弁護士を介して通知する、議長宛てとか町長に宛てて通知する、こんなことが本当に起こってしまいました。私はもう本当に不思議でなりませんが、まず新庁舎等の整備事業関係者説明会、初めは議員全員で参加することになっていましたけど、この新庁舎の透明性の確保に係る議員連盟の4人の方から、弁護士を介してこの関係者説明会に4人全員が欠席する旨の通知書が送付されてきました。説明会は4名の議員の出席なしで開催されました。参加いただいた関係者が本当に聞きたかったことは、欠席された議員からの明確な反対理由の説明ではなかったのではないのでしょうか。今日初めて3点の反対理由を述べられたと私は思っておりますが、そういったことを求められたことは、本当は聞きたかったんじゃないかということ、私は弁護士を介してということを知らされて大変驚いたとともに、あきれました。そして、この通知書の内容には、一種の弁護士というのはちょっと我々から言えばそういった文書が来ると威圧感とか恐怖感さえ私は覚えた記憶があります。それから、杉山第三学園さんからは、新庁舎整備の早期実現に関する請願書が出されて、議長宛てに提出されました。

この請願は、7月27日に開催された第2回臨時議会で、総務建設産業常任委員会に付託され、採決すべきものと決定され、これを委員長が本会議で報告しています。本会議では2人の反対討論、5人の賛成討論があり、結果6人賛成、反対4人で採決されています。採決に反対した4人のうち2人の議員は、反対討論すらしていないのが事実です。この委員会の自由討論の中で、委員長が説明を求めれば受け入れると発言したことを受け、8月5日付で、杉山第三学園から御嵩町議会との意見交換の開催を求める依頼文書が、議長宛てに提出されました。これを議会で協議する前に、弁護士を通じて杉山第三学園宛てに紹介書なるものが届けられ、4人の議員の意見交換への出席を拒否する旨とともに、この意見交換会開催について、渡邊町長、町の職員、高山議長、町議会議員の関与また働きかけがあったか否か。また、この意見交換会に出席の者として、誰を想定しているのかを杉山第三学園に紹介するものでありました。私に言わせれば、杉山第三学園に対する弁護士を介した一連の行為は、議員である前に通常の社会人としてこんな良識を疑わせる、本当に愚かな行為じゃないかと私は考えております。

それから、御嵩町の職員会からも早期実現に係る要望書が出され、これについても8月14日付で照会書なるものが届けられた。4人の委託を受けた弁護士からの照会書なるものが届けられ、この中には、本要望行為が地方公務員法第36条第2項による地方公務員の政治的行為

の制限の趣旨にもとることが明らか。この要望がいかなる根拠に基づき、いついかなる手続によって作成及び提出されるに至ったかとの説明を求める内容もつけてありました。

一体どのように杉山第三学園や御嵩町職員の皆さんは感じられたのでしょうか。なぜ弁護士を介した照会書が届くのか。なぜ要望書を出した根拠等を答えなければならないのか。なぜ意見交換会の開催依頼に、町長などの関与または働きかけがあったなどと問いただすのか。なぜ反対理由を説明しないのか。あるいは、本当は説明できないのではないのか。いろんな思いが駆け巡ったことをお察しします。

このような、私に言わせれば威圧とも受け取れるような、弁護士を介した4人のやり方については、私は議会内で徹底的に話し合う必要性を強く感じております。

さらに、8月16日の新庁舎等建設特別委員会では、町が主体となって行う新庁舎整備事業に係る説明会について協議しました。1人は病気で欠席でありましたが、議員連盟からは3名が出席されていました。説明会は9月18日、20日、22日の3日間をかけて全町民の参加を呼びかけて行われて、議会と合同で行うことを協議するものでした。議員全員の参加でどうかと諮ったところ、またもや議員連盟の1人から参加については弁護士と相談の上、8月23日までに返答するとのことでした。8月23日の特別委員会では弁護士からの回答が配られ、この説明会へは4人全員参加しない旨の回答が含まれていました。この文書についても、4人の議員が説明会へ参加しない理由が述べられているだけで、相変わらず庁舎移転に対する明確な説明の記述もありませんでした。やはり、説明ができない、するつもりもないと思われるような内容でした。

それからさらに、その8月23日の特別委員会では、杉山第三学園から求められている意見交換会について協議に入りましたが、先に述べました8月10日付の杉山第三学園に宛てた弁護士からの紹介書なるものを議員連盟の福井議員が無断なく配付し、その内容をもって特別委員会を退席する理由をするがごとく様子で3名が、私が委員長ですが、断りもなく特別委員会を退席してしまいました。8月23日の特別委員会において、中立公正な場、これは議員連盟の方がよく使われる言葉なんですが、議員連盟4人と杉山第三学園との意見交換することはやぶさかでないとの話が出た。この件についても、弁護士と相談の上、返答をするということがありました。

このような4人の弁護士を介した言動、私に言わせれば、迷走とも思われる行動から、私ははなから反対理由を説明する気がない、できないと思っています。半世紀に一度とも言われる新庁舎の移転新築という重要施策に、明確な理由も述べないでやみくもに突然反対する。もはや議員としての資質以前の問題です。有権者から支持を受けて当選した議員が、弁護士を介して会議等への出席を通知したり、関係者に期限を切って失礼極まりない内容の照会をしたり、

自分で答えられないような質問を受けると弁護士と相談しなければ答えられないような今の態度から、4人が自分たちの真の目的、これを見失って迷走しているとしか私には思えません。

最後になりましたが、もう少し時間をいただきます。

私は、新庁舎建設を決して安易な妥協の産物にしてはならない、政争の具と言われるようなものにしてはならない。議員連盟の4人が新庁舎等建設事業に絡めて、何を狙っているのか、御嵩町の将来をどのようにしていきたいのか。私に言わせれば、彼ら4人が何かあらい難い波に翻弄され、ただただ何かに追走、追従しているとしか思えません。もう白紙撤回などあり得ません。将来を担う次の世代が希望や可能性を感じられるような場所に新庁舎を造りたい。私は誇りと信念を持ってこの事業に関わらせてきました。必ずバイパスエリアに新庁舎を建設し、先ほど質問されました清水議員も言うておりました、期待を込めて、将来を担う若い世代にまちづくりの夢を託したいと強く思っております。

我々議員は、自分の耳で有権者の思い、意見を聞き、自分自身の判断で行動をし、決断し、自分の言葉で議論し、相手に伝え、説明し、誰に対しても中立、公正な態度で接することを本位とすべきではないでしょうか。弁護士等の第三者を介してでなければ話ができない、伝えられない、決断・判断ができない。4人の中にはこれまでの議員としての良識を疑われるような発言や、迷走とやゆされても仕方ないような行動を内心不本意だと思っておられる方がおられるのではないのでしょうか。しかし、事ここに至っては、新庁舎等建設事業が進まないのは、新庁舎の透明性に係る議員連盟の谷口、岡本、伏屋、福井議員が5月27日に県に提出した事務所移転の特別議決の見込みに反対する旨を記述した要望書なるものが全ての事業をストップさせている原因であることを断言します。

これは質問にはなりませんけど、以上で私の質問を終わりたいと思います。

議長（高山由行君）

これで安藤信治君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明日9月8日午前9時より開会いたします。

これにて散会をいたします。御苦勞さまでございました。

午後3時24分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 清 水 亮 太

署 名 議 員 福 井 俊 雄